令和６年　第４回（定例）吉　賀　町　議　会　会　議　録（第２日）

令和６年12月11日（水曜日）

議事日程（第２号）

令和６年12月11日　午前８時59分開議

日程第１　一般質問　１．藤升　正夫　議員
２．桑原　三平　議員
３．三浦　浩明　議員
４．河村由美子　議員
５．中田　　元　議員
６．庭田　英明　議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問　１．藤升　正夫　議員
２．桑原　三平　議員
３．三浦　浩明　議員
４．河村由美子　議員
５．中田　　元　議員
６．庭田　英明　議員

出席議員（12名）

| | |
|---|---|
| １番　桜下　善博 | ２番　村上　定陽 |
| ３番　三浦　浩明 | ４番　桑原　三平 |
| ５番　河村由美子 | ６番　松蔭　　茂 |
| ７番　河村　隆行 | ８番　大庭　澄人 |
| ９番　藤升　正夫 | 10番　中田　　元 |
| 11番　庭田　英明 | 12番　安永　友行 |

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長　増本　健治

---

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 …… | 岩本　一巳 | 副町長 …… | 赤松　寿志 |
| 教育長 …… | 河野　洋司 | 教育次長 …… | 重藤　　剛 |
| 総務課長 …… | 野村　幸二 | 企画課長 …… | 深川　竜也 |
| 税務住民課長 …… | 山根　徳政 | 保健福祉課長 …… | 中林知代枝 |
| 医療対策課長 …… | 渡邊　栄治 | 産業課長 …… | 堀田　雅和 |
| 建設水道課長 …… | 河野喜代志 | 柿木地域振興室長 …… | 深川　千恵 |

---

午前８時59分開議

**○議長（安永　友行）**　それでは、ただいまの出席議員数は１２人です。定足数に対しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

―――――――・―――・―――――――

**日程第１．一般質問**

**○議長（安永　友行）**　日程第１、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。１番目の通告者、９番、藤升議員の発言を許します。９番、藤升議員。

**○議員（９番　藤升　正夫）**　おはようございます。それでは一般質問を行いたいと思います。日本共産党の藤升正夫でございます。本日４件の質問を通告しておりますけれども、まちの駅官民連携手法検討調査報告書の件を最後に変更して行いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、会計年度任用職員の募集のあり方について、町長にお聞きをいたします。

広報よしかお知らせ版１２月号に、会計年度任用職員の募集（令和７年４月１日採用）がありました。２７の職種が上げられていましたが、この中には業務に必要な資格を持っていないと応募できない職種だけではなく、ほかの人に代えがたい経験と知識を積み重ねた能力を獲得し、業務に当たっていただいている職種もあります。

総務省は、今年の６月２８日付けで、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第２版）の改正について」という通知を出し、市町村にも情報提供をしたと述べており

ます。

会計年度任用職員の再任用について、事務処理マニュアルから、「公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用を行うことができるのは、原則２回までとする国の取扱い」を削除する改正を行ったことを通知するものです。

吉賀町は、「会計年度任用職員の任用に関する規程」第３条第５項において、公募によらない再度の任用は原則４回を上限としています。

総務省の通知は、人事院が国の非常勤職員のうち期間業務職員の採用について定めた、「期間業務職員の適切な採用について」を改正し、継続任用できる期間を３年に制限をする「３年目公募」規定を撤廃したことを踏まえ、国家公務員制度との均衡を図る必要からされたものと説明もありますが、なぜ人事院は「３年目公募」規定を撤廃したと考えるか、お聞きをいたします。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　改めておはようございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、藤升議員の１点目の序盤のところでございますが、会計年度任用職員、原則４回の上限は必要かということについての、会計年度任用職員における再度の任用の上限の必要性についてお答えをしたいと思います。

国の基幹業務職員の再度の採用におきましては、公募を行うことを原則とし、知識、経験や任用の事情から、公募によりがたい場合と、面接及び従前の勤務実績に基づき、能力の実証を行うことができる場合においては、公募によらない再度の採用ができるものとしております。

このうち、能力実証を行うことができる場合による、公募によらない再度の採用の上限回数を２回までとする取り扱いとしておりましたが、今般、この２回の上限、いわゆる「３年目公募」の規定を削除しました。

人事院は、この改正において、上限規定は除外しつつも、公募の規定は維持しており、公募によらない採用を行うときにおいても、国家公務員法に定める「平等取扱の原則」及び「成績主義の原則」を踏まえ、適正な運用を行うこと、また、公募によらない採用の有無など、必要な情報を適切に提供するよう努める旨を改めて通知をしております。

人事院が「３年目公募」の規定を撤廃したことにつきましては、近年、官民問わず人材獲得競争が厳しさを増す中で、有為な人材が公務職場から流出することがないよう、安定的な人材確保につなげるために取り扱いを改正したものと通知がございました。

この撤廃にのっとり、会計年度任用職員の事務処理マニュアルが同様に改正をされ、任用においては、「平等取扱の原則」や「成績主義の原則」を踏まえ、地域の実情等に応じて適切に対応することとされております。

**○議長（安永　友行）**　９番、藤升議員。

**○議員（９番　藤升　正夫）**　私は、町長がどう考えるかということを聞いておりますので、制度的にはそうなっているということについては分かりますけれども、こちらの質問にもう少し的確に答弁していただいたらというふうに思います。

それで、２回目の質問に移りますけれども、公募によらない再度の任用をする会計年度任用職員がおられると思いますけれども、その理由についてお聞きします。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　公募によらない再度の任用とする会計年度任用職員につきましては、現に公募を行っても応募がなく欠員が続いている場合、あるいは事業運営に多大な支障がある場合、任用の緊急性の事情、こうしたことが主な理由としております。

本町におきましては、それらに該当しない任用の上限となる職種と人役について、公募を実施することといたしました。

**○議長（安永　友行）**　９番、藤升議員。

**○議員（９番　藤升　正夫）**　役場の会計年度任用職員の方、多くの方が、５年ごとに採用されない不安を抱えながら、業務に従事することは好ましいと思うかを聞きます。

また、令和５年公務員人事管理に関する報告の骨子には、非常勤職員制度の運用のあり方の検討として、非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用のあり方等について検討とあります。

「吉賀町会計年度任用職員の任用に関する規程」から、「原則４回を上限」という項目を削除した場合に生じる問題について、以上の不安を抱えながら業務に従事すること、それから原則４回の上限を削除した場合に生じる問題、この２点についてお聞きいたします。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　まず前段の、当町においてということでございます。会計年度任用職員である当事者の方々が、先ほども御紹介もございましたが、一定の不安を抱えながら業務に従事されている状況は、重々承知をしておるところでございます。不安定雇用の解消の面からも、検討は必要であるというふうに考えておるところでございます。

冒頭申し上げたような国の通知等を考慮しながら、今回は制度を導入して最初ということで、原則どおりの対応をさせていただいておるところでございますが、今般この国の解釈の改正等を踏まえて、少し検討を加えていかなければならないかというふうに思っております。

原則４回の任用の上限を削除した場合に生じる問題は、様々な職種がある中で、公募によらない再度の任用の基準をどのように設けていくかだというふうに考えております。

会計年度任用職員は、１会計年度ごとに、その職の必要性が吟味される新たな設定された職として位置づけられます。任用期間が単年度を超えない範囲内の職である同一の職務内容の職が、

翌年度設置される場合に、再度の任用があり得るものであります。

このたびの改正は、再度の任用の上限が撤廃された一方で、任用の原則はあくまで公募でありまして、会計年度ごとの任用という制度の骨格は維持されたままであります。

今後も、国及び周辺自治体の状況に注視しながら、会計年度任用職員の皆様が安心して働くことができる任用のあり方を、内部的にも検討を進めてまいりたいと思っております。

御案内かと思いますが、今開会中の島根県議会におきましても、県議のほうから質問の中で、県内の自治体の状況等の把握はいかがなものかということで、県の執行部のほうへ答弁を求めたということで、その内容も我々のほうでも周知をしておりますが、やはり１９の自治体まちまちでございますので、吉賀町のような形もあれば、そうでないところもあります。

制度の改定に向けては、少し時間はかかるかも分かりませんけど、先行する自治体の対応等もしっかり精査をさせていただいて、これからも協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（安永　友行）**　９番、藤升議員。

**○議員（９番　藤升　正夫）**　検討されるということですけれども、原則としてですけれども、目的とする業務がなくならない限りは、最長５年間雇用というものが継続をされます。

民間の非正規労働者は、５年働いたら正社員になれますが、そういう制度となっておりますが、公務の会計年度任用職員には、どんなに長く働いても常勤になることはありません。

国の会計年度任用職員制度の導入等に向けた、事務処理マニュアル（第２版）改訂版のＱ＆Ａでは、国の取り扱いは例示として示したものであり、具体の取り扱いについては、「各地方公共団体において、平等取扱の原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情等に応じつつ、適切に対応いただきたい」としております。

先ほどの御答弁の中にもありましたけれども、それぞれの自治体の判断でできることです。正規ではない職員の方の経験と学びによって獲得された能力、スキルが生かされる専門職としての無期雇用と、仕事の中身に沿った客観的な評価をする仕組みが必要と思います。

また、本定例会前の全員協議会におきまして、公民館館長の勤務時間を半日から１日７時間勤務とする改定方針が示されております。１日の勤務時間が正職と同じとする職員についても、条件が整えばパートタイムにこだわらず、フルタイムでの雇用も検討し、住民サービスの向上に努めることが必要と考えますが、いかがでしょうか。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　御紹介もありましたように、民間の分野での有限のところは承知しているところでございます。公務はやはりそうしたところとは違う取り扱いをしているということでありました。これは国、特に人事院等で定められた規定の中で動かざるを得ないということであり

ます。

地方公共団体はそれになぞらえてといいますか、準拠をしてということであろうかというふうに思っております。

先ほども答弁をさせていただきましたが、我々といたしましては、今相当数おられる役場の関係の会計年度任用職員さん、現状の制度の中では、５年先にはもう１回応募をして、何がしかの試験といいますか、を受けなければならないという不安があるということであります。重々承知をしております。

とは言いながらも、国は大原則はできる限り広く募集を行う、公募を行うということがあるわけでございます。そうした中で、方法とすれば今回撤廃をされましたけど、この年限を設けないということでございます。

そこの辺が国からの通知にもありますが、一方では公募が大原則です。一方では、平等取扱の原則と成績主義を踏まえて、地域の実情に応じて適切に地方公共団体では対応されたいと、こういうことなんですが、ここら辺の意味合いといいますか、そこをどういうふうに整理するかというのは、非常に難しい部分だろうと思います。

今、かなりおられる吉賀町の会計年度任用職員さん、５年の縛りをなくすと、これはやはりどういうふうに採用していくかというと、申し上げましたように能力主義で、成績を踏まえて採用するということになろうかと思います。

そういたしますと、公募をしないということになります。そういうことになると、町のほうへ、町民の皆さんのほうから、町の声、町民の声ということで声も寄せられておりますが、固定をされるのではないかと、本当はそういった職で働きたい皆さんもたくさんおられるのだろうと思います。

やはり、公正公明に広く門戸を開いて公募をするというのも必要ではないか、それが大原則でございますので、ここらあたりとの兼ね合いはどういうふうに整理をしていくかということが非常に難しいというふうに私は思っております。

ということもありますので、今県内１９の自治体がまちまちの対応しております。吉賀町のような対応をしているところもあれば、そうでなく公募をしていないところもあるわけでございますので、特に公募をしない、年限の縛りをかけていない、そうした自治体の運用の状況をしっかり勉強させていただいて、協議をさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

**○議長（安永　友行）**　９番、藤升議員。

**○議員（９番　藤升　正夫）**　いろんな町民の方々からの御指摘もあると思いますが、そのときに先ほども申しましたけれども、客観的な評価をする仕組み、ここのところが非常に重要であると。

今私見ていても、どこまで客観的な仕組みになっているかということについては承知はしておりませんけれども、そういうところも充実をする中で、町民の皆さんにも十分丁寧に説明できる環境づくり、そういうところにぜひ努めていただきたいと思います。

続きまして、地籍調査の積極的な推進を求めて、町長に質問をいたします。

現在進められております地籍調査は、精度の高い機器によって土地の境界を正確に確定することができると言われています。このことによって、土地財産を正確に知ることができ、土地の固定資産税の根拠がより正確となり、土地の境界をめぐる争い、トラブルを未然に防ぐことにもつながります。

また、災害復旧や公共の工事を行うときも、関係者への協力依頼、用地取得が必要な場合も、土地の境界が確定していることが重要なポイントとなります。

吉賀町の地籍調査は、町の総面積３３６．５平方キロメートルの８割、約２７０平方キロメートルを調査対象面積として、１９９７年、平成９年から進められております。

柿木は、その少し後から始めておりますが、令和５年の現地調査終了面積は２０．１８平方キロメートル、進捗率は７．５％に過ぎません。５年前の平成３１年から１．４２平方キロメートル、０．５ポイント進んでいますが、その前の平成２６年度からの５年間では、６．７４平方キロメートル、２．５ポイント進んでいることと比べると、５分の１程度の進み具合となっています。

近年の調査が進まない理由についてお聞きをいたします。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　それでは、続きまして地籍調査の積極的な推進をについて、御答弁申し上げたいと思います。

当町の地籍調査は、島根県内でも取りかかりが遅く、旧六日市町では先ほども話がございましたように平成９年度から、旧柿木村では平成１２年度から実施をしております。

当初、旧六日市町も旧柿木村も費用対効果を鑑み、平たん部から取りかかり、合併し吉賀町となってからも、引き続き同様の方針で進めてまいりました。

旧柿木区域は平たん部が終了し、平成２５年度から山林部に着手をしました。旧六日市区域では平たん部が完了しておらず、山林部への調査が進んでいない状況であります。

地籍調査が進まない原因としましては、着手から登記完了まで約５年かかることや、令和２年度から予算の配分の制度改正により、新規に地籍調査を行う地区について予算がつきにくくなり、特に山林部については顕著な状況にございます。

事業配分が防災対策や公共事業に関係するものには予算がつきやすいのでありますが、本町の要望している箇所は該当する箇所がないため、一般の負担金事業の配分となり、要求どおり予算がつかないことが考えられます。

当町の調査面積のほとんどが山林でありまして、地籍調査を進めるに当たり、予算配分の事業の優先度が低く、過去には事業着手しているものも、後の工程が予算がつかなかったこともありました。

平地での調査も完了していない状況から、進捗率が比較的高くなる山林へ調査を広げていくことがなかなか進んでいない状況であります。

解決方法の一つとして、森林境界明確化事業や山林境界基本調査などによる山林航空レーザ測量地図を活用した調査があります。その成果を地籍調査の一部として活用する方法もあります。

このような形で、これからも解決の策を探っていきたいというふうに考えておるところでございます。

**○議長（安永　友行）**　９番、藤升議員。

**○議員（９番　藤升　正夫）**　終了までの期間が長く延びるということで、場所によっては足かけで６年ほどかかっているところもありますが、ただその前は２年から３年でやっている時期もあったわけですから、それがなぜできないのかというのは、私は一つの疑問として思っています。

町長が施政方針等で言われているのは、国、県の予算確保が厳しい状態が続いているということですけれども、国、県は予算としては持っています。それはなぜかといいますと、例えば国のほうの予算についていろいろ調べてみますと、これは地籍調査負担金の予算推移という形でネット上でも出されております。

補正もつけられておりますし、ここには表示されておりませんけれども、毎年ほぼ繰越財源というのが発生をしておりますし、国のほうの担当部署が出している書類等を見ましても、積極的に進めていかなきゃならないということを繰り返し申し述べているので、先ほど予算がつきにくい、山林は特に進みにくいというふうに言われますけれども、じゃ、今津和野町はどうなのか。中心的には山林を進めています。これまた後のほうのところで質問をしますけれども、若干今の御答弁については納得できないところがあります。

もう少し詳しく述べますと、国交省の令和５年度行政事業レビューシートと、先ほど示しました国土交通省地籍調査費負担金等の予算推移の数値から、５年ごとの平均を出しますと、平成２６年からの５年では１２９億円、平成３１年からでは９１億円と７割ほどまで減っていますけれども、同じ年で見て吉賀町の島根県負担金は５割まで減っています。

先ほど申したように、町長は繰り返し、平成３０年から国県の予算確保が厳しい状態が続いていると、ずっと施政方針で、令和６年度もそうですけれども述べておられるわけですけれども、ちょっとそこのところ、本当にその言葉でよかったのか。

また、減額等もされていますけれども、減額を見込んで申請をしても負担金が増えることはないのか。この点お聞きします。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　地籍調査の予算についてのお話でございます。

島根県との協議に係る質問だと思われます。実績報告のベースで、平成２５年から平成３１年度までは約３，０００万円から４，０００万円弱で事業ができておりました。

以前にもお答えをしましたように、令和２年から予算配分の制度改正によって予算がつきにくくなりました。例年１０月ごろに県のヒアリングがありまして、次年度の要望額の調整をするのでありますが、その際の要望額についても、町の要望から削られておりまして、さらに国からの内示を受けて、島根県からの内示額も減額となっている状況が続いております。

進捗率を上げるために、中国地方整備局から来庁されて、私あるいは担当課と意見交換もこの役場でも交わさせていただいたところでございますが、その際にも、進捗率の低いところへの配分の拡大をぜひお願いをしたいということを要望させていただいておりました。現実にはそのような状況は、いまだかつて変わっていないというような状況でございます。

担当課を含め、我々といたしましては、予算の要望をさせていただくわけでございます。当然、県を通してでございますが。そこで協議のあったものを、当初予算で予算計上するということであります。

その後、議決をいただいた後に、国からの配分があり、それからそれが今度県を経由して、吉賀町、自治体のほうへ配分がある。その段階で減額になるということで、やむを得ず、その関係の予算を減額させていただいているということで対応しているところでございます。

ほかの議員のところからも、今回はこの地籍調査事業についての御質問もあるようでございますが、我々といたしましては、当然、この地籍調査をする効果がいかほどなものか。国が示しているもの、それから県のほうも５つの効果をしっかり示させていただいております。

そのことを十分踏まえた上で、この地籍調査事業の必要性を十分認識した上で、県との協議も行い、要望もさせていただいているということでございます。

残念ながら、それが結果としてかなっていないということでございます。

そこには、先ほど申し上げて繰り返しになりますが、国や県の事業等とセット、あるいは町のほかの公共事業とセットの中で、この地籍調査事業をやらなければならないという事情があれば、いかほどかの予算はつくわけでございますが、現在、町が予定をしているその箇所が、そうしたことに該当しないということもあって、予算の獲得がなかなか難しいということがあるということを御理解をいただきたいと思います。

**○議長（安永　友行）**　９番、藤升議員。

**○議員（９番　藤升　正夫）**　事業との関係があればということですけれども、事業をしなければいけないところが、地籍調査がすぐに着手して進められたかというと、その点はまたほかの議員

からもあると思いますけれども、私は疑問に思っております。

山林が中心の津和野町の実績を見ますと、津和野町は島根県補助金という形でカウントをしております。対象面積は吉賀町とほぼほぼ同じで、令和５年までの３年間の平均で島根県補助金が約７，０００万円となっております。平均して年４平方キロメートル弱の調査実績となっております。

吉賀町は同じ３年の平均で１，０００万円でしかなかったと。何でこれだけの差が出てくるのか、非常に不思議でしかありません。こういうことについても、しっかりと県にもなぜこういう配分になるのか、その点については配分の仕方をもっと情報として取っていただいて、考えていただけたらというふうに思います。

地籍調査の方法の部分についてお聞きをいたしますけれども、国土交通省は市町村の地籍調査担当者を対象に、研修と地籍アドバイザー派遣の事業を行っているとホームページで紹介をしております。

現在、地籍整備課が実施している研修としては、国土調査研修、指導者養成研修会及び制度運用実務研修会がありますと案内しています。

島根県等の研修を含め、研修会への参加の状況を聞きます。また、地籍アドバイザー派遣の制度を活用する考えがあるかお聞きをいたします。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　今御案内のありました研修等についてでございますが、毎年国土調査協会や島根県、ほかの団体が主催をされております制度運用実務研修やリモートセンシング技術、これはレーザ測量に関わるものでございます。こうした研修会などに参加をしております。

それから、後段の地籍アドバイザー派遣についてでございますが、これは現在のところ、吉賀町ではその制度活用については考えておりません。

**○議長（安永　友行）**　９番、藤升議員。

**○議員（９番　藤升　正夫）**　国交省の令和５年度行政事業レビューシートには、第７次国土調査事業十箇年計画、これは閣議決定の令和２年５月２６日の分ですけれども、ここにおいて、地籍調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置の導入について、関係省庁において連携を図りつつ促進するとともに、市町村等への継続的な支援を実施することとしていると指摘事項への対応を示しております。

さらに、予算の執行状況では、先ほども一部述べましたけれども、当初予算の半分以上の金額が前年度から繰り越しとなっており、負担金の増額を要求すれば実現する可能性があるのではないかというふうに私は思います。

国、県の予算確保が厳しい状態というなら、さらにその上を、町長も努力はされているという

ふうに先ほどもお聞きをいたしましたが、もう一度、一から体制を整え、地籍調査事業を進める。そういうことも必要ではないかというふうに思いますし、今のまま地籍調査が進むことになりますと、私は朝倉ではありますが、もうそろそろ地籍調査の事業に入ることになるだろうと想像はしつつも、旧朝倉村山林も含め、いつまでにできるのか。

山や地元のことをよく知っておられる方が入院をされたり、亡くなられることによって、土地の境界に詳しい人がどんどん少なくなっている地域の現状に鑑み、どう進めるのか。もう一度、一から考え、体制を整えて進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　まず、国の予算についてでございます。議員のほうから御紹介もありましたが、国のほうはしっかり予算づけもするというようなお話でございましたが、我々も毎年のように国土の調査、地籍調査の関係も含めて、国への要望は行っておるところでございます。

国の総枠のこともありますので、我々が要望するところのピンポイントでお金が来ないというのが非常に悩ましいところなんですが、これはあきらめずに要望していくしかないというふうに思っております。

それから、当然、単独ではなくて関係する自治体、全国的な規模での町村会としての要望活動も行っていかなければならないというふうに考えているところでございます。

それから、先ほど少し御紹介もさせていただきましたが、直接的な地籍調査事業に対しての交付金がつかないという事情があります。であればほかの方法ということで、これまでの町長行政報告の中でも申し上げましたが、先日、私とそれから堀田産業課長とで農林水産省のほうへ出向きまして、当時農林水産の大臣政務官でありました舞立先生のほうへ直接要望をさせていただきました。

要望の案件は、以前から議会でも申し上げておりますし、議会のほうからもいろいろなお話がございます。山林の明確化事業等にも役立つからということで、赤色レーザ測量の予算をぜひお願いさせていただきたいということで、そのことだけで政務官のほうへお話に上がったことがございます。

これが今回のこの補正、あるいは来年度の当初予算でいかように取り扱いができるかなということで、期待もしながら待っておるところでございます。

そうした状況が開けてくるのであれば、これは当然予算がつけばそのような執行もさせていただきます。

そうすると、今度は山林のほうの進捗がぐっと上がってくる、面積が稼げるということは進捗率が上がってくるということでございますので、そうしたことにもしっかり挑戦をしていきたいなというふうに思っております。

それから、具体の話といたしまして、朝倉地区のお話がございました。少し現在の状況だけお答えをさせていただきたいと思いますが、現在隣の地区になります立戸地区で調査を進めております。

令和７年度の予算、要望どおりに採択されれば、予算のことでございますので、今の段階で確定的なことは申し上げられませんが、今の予定では令和８年度からこの朝倉エリアの予算要求ができるのではないかというふうに考えているところでございます。

それから、一からというお話もございました。先ほども答弁をさせていただきましたが、島根県が示しておりますこの地籍調査事業の必要性ということで申し上げますと、土地管理の適正化であったり、土地取引の円滑化であったり、それからまちづくりプラン等への活用であったり、もう一つ大事なのは課税の適正化でございます。

こうしたことをしっかり踏まえて、体制のことも含めて、これからも頑張ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（安永　友行）**　９番、藤升議員。

**○議員（９番　藤升　正夫）**　地籍調査事業につきましては、県内の様子を見ますと、早いところでは昭和２０年代後半からもう入っています。ところが、マス目化といいますか、吉賀町、津和野町、益田市、これが早いところでも津和野が平成６年から、益田市については平成８年、吉賀町は先ほども紹介ありましたけれども、平成９年からと。

本当、後から入ったところにもっと強力に支援をお願いをしたいというところを、また積極的な取り組みを、これはお願いですので答弁は要りませんが、お願いをして、次の質問に移っていきたいと思います。

町民六日市体育館裏側舗装工事の施主側の問題についてということで町長にお聞きをいたします。

これは、９月の議会で、私が前教育長にお聞きをしたところの問題を改めて取り上げるわけですけれども、前教育長に工事現場を見てどう感じたのかという最初の質問に対し、前教育長は専門的な知見を持ち合わせていないので問題は特にありませんと答弁され、教訓を尋ねると、初めから限られた予算ということで排水路の設置、本来ならすべきところができなかった。工事については失敗だというふうに我々は認識していないというものでした。

町長は、雨が降れば水がたまる駐車場の整備が、限られた予算ということを理由にしての答弁がありましたが、この答弁についてどう考えられるか、お聞きをします。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　それでは続きまして、町民六日市体育館裏側舗装工事の施主側の問題はということで答弁をさせていただきたいと思います。

本件につきましては、これまでにも回答を繰り返しているとおり、教育委員会といたしましては限られた予算と環境条件のもとで最適な施工を検討、実施してきたと認識をしております。

また、９月定例会での発言と重なりますが、本件は十分な予算づけされたよりよいものと比較すれば、不適切と言えるのかもしれませんし、財政状況が厳しい折、職員の中にここまでしかできないという感覚があったのかもしれません。

行政のトップといたしまして、適正な事務執行に向けて、協議の場や職場訪問等を通じて注視してまいりたいと思います。

なお、先般の定例会の中でも、るる質疑等がございました。これまでこの件について様々な御指摘をいただいているのは、私も重々承知をしているところでございます。

今回御指摘のあったことについてでございますが、具体的に申し上げますと、排水路などの設置を含めまして、現場の改善に向けた予算を来年度当初予算に盛り込んでいくというその準備をするように、教育委員会のほうへ指示をしているところでございます。

御指摘のございました内容をしっかり精査をさせていただいて、現状よりもより快適な環境整備ができるように、当初予算の中で対応させていただきたいというふうに思っております。

この件につきましては、今まさに予算の編成時期でございますので、これから財政あるいは副町長査定、最終的には私の査定もございますが、整理をさせていただいた上で、当初予算として計上させていただく予定でございますので、その折にはぜひ御理解を賜りたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（安永　友行）**　９番、藤升議員。

**○議員（９番　藤升　正夫）**　新年度の予算の件もお聞きをいたしました。教育委員会のほうに情報公開制度を使いまして、吉賀町建設工事検査規定に定める検査に際して必要とされる図面を請求したところ、作成していない、不存在の通知をいただきました。

ということは、教育委員会が地盤の支持力も検査せず、排水路も設置しない計画だけで予算請求をしたと考えられ、前教育長の答弁を、予算がなかったからではなく、予算を請求しなかったと改める必要があるのではないかと私は考えます。

また、専門的な知見を持ち合わせていないから問題はないという、先ほど言いましたけれども、そういう答弁で責任ある人が答えていいのか。無責任過ぎる。そのように町長は感じることはなかったのか、その点をお聞きします。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　前回の定例会の中では、所管いたします教育委員会のほうからるる答弁をさせていただいたところでございました。

先ほど、議員のほうから情報公開請求のことがあって、そしてそれに対しての回答の中で、文

書不存在というような回答もあったということでございます。内容については、そうした形で回答もさせていただいておるのだろうというふうに思っております。これは、事務処理のこともございますので、私もつぶさに精査をしたところではないわけでございますが、情報公開の請求に対しては、情報公開に対してしっかりその現実を踏まえて回答するべきものでございますので、そのような対応をやはりこれからも心がけていかなければならないというふうに考えております。

それから、これまでの教育長の答弁のことでございます。今回の情報公開と回答を照らし合わせる中で、少し乖離があるのではないかというような御質問ではないかというふうに承ったわけでございます。

それぞれ照合したものが私の手元にございませんので、何とも言い難いところがあるわけでございますが、いずれにいたしましても私も含め、それからここにおります管理職も含めてでございますが、一般質問を含め、それから議場での質問等に対しては、やはり真摯に対応しなければならないと思っております。現実をしっかり見極めた上で、適切なやはり回答なり御答弁をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（安永　友行）**　９番、藤升議員。

**○議員（９番　藤升　正夫）**　予算要求のときに、きちんと教育委員会からの請求、十分な精査した設計をしないまま請求をしたんじゃないのかということを私は問題にして、今の――通告はしておりませんでしたけれども――ことを聞いております。

予算がなかったからということで、前教育長が述べられたんです。教育長の責任としては、当たり前の予算をきちっと請求して切られたなら切られた中であっても、排水がしっかりできる仕事をしなければいけないというところが、知見を持ち合わせていないからということでうやむやにしてしまっていいものじゃないと、この年の予算でできることをまずやって、追加で後の年度でやってもいいんですから、そういうところまで、本来なら責任あるところで考えなければいけない問題だと私は一言申し上げて、次の質問に移ります。

まちの駅官民連携手法検討調査報告書は訂正をということで、その訂正を求めて質問するわけですけれども、真田グラウンドと隣接する交流研修センター、旧六日市学園施設とその周辺からなる交流拠点をまちの駅として整備することを念頭に１，２００万円もの交付金を投入した報告書は、インターネットで「国土交通省、官民連携、検討の概要、５年度」で検索して開いていただきますと、吉賀町の報告書が１１番目に出てきます。

報告書を見ますと、３０ページの図表３３ふるさと納税の受入額の推移には、ふるさと納税の令和２年度納税額が１億６５万６，０００円としています。

決算に当たっての事務報告書では、ふるさと応援納付金を８６５万６，０００円としており１０倍を超える開きがありました。簡易な手段により情報収集したものと思いますが、方法とし

て適切であったと考えられますか。

また、周辺の人口構成では、町の総人口に占める５キロ圏内の人口は約８割を占めるとされておりました。集落単位で合計してみますと、大体、沢田のとこら辺までが５キロというふうに合わせてみましたが、県内の実際の人口割合は何割となっているかお聞きをします。

また、７９ページにありました取り込む機能の検討で、食に関する機能のところに、現在、給食や病院食、老人ホームの食事は施設ごとに調理場を設けているが、各調理場における人員が不足している状況を踏まえ、１か所に集約することを検討している。想定される利用者としては、保育園児から中学生、病院入院患者、老人ホーム利用者が挙げられるとあります。

調理場の集約の検討は、いつ、どこであり、検討結果はどのようなものであったのか。また、地域と連携したサービスに、現状、吉賀町では移動型販売を行っている事業者はないとしております。現状はどのようになっていたのか。

さらには、８１ページ図表８２に、想定される機能案に地元食材、オーガニック等の農産物や加工品を販売、料理の提供が取り上げられていますが、生産体制への言及はありません。根拠が乏しいと思いますが、町長の見解を伺います。

高津川てらすへのヒアリングの件もありますが、報告書の表１３５に事業の推進マネジメント体制イメージに、委員会、協議会に高津川てらすを入れるようになっていますが、組織体制が整っているとは言い切れず、運営におけるノウハウが不足していると辞任する組織が、地域再生推進法人であるという理由で名を連ねて、責任ある対話ができるのか、能力を発揮できるのか、不安が残ります。

体制等については、今後の協議で検討することになるのかお聞きをいたします。

さらに、２０３０年島根国民スポーツ大会のスケジュールと付き合わせたスケジュールが見えません。グラウンド整備を含めた整備費が、報告書では１２．３億円から１６．１億円と試算されていますが、整備の方向性として、大野原のグラウンドを含めた検討となるのかお聞きをいたします。

この報告書の問題点としましては、先ほど示しましたが、各種のデータを町外の機関から安易に入手し、今の吉賀町をありのままに捉えようという意欲に欠け、実態から出発していないところにあると思います。

人口減少、特に生産年齢人口の減少の上に立って、ここ数年で顕著に現れてきた吉賀町の特徴、農業・商工業の衰退、町が力を注いでいる人づくり・地域づくり、サクラマスプロジェクトを批判的につかむ、吉賀高校生の創造力を生かした取り組みと期待、吉賀町社会福祉協議会の活動、自主防災組織の結成に学び、人口が少なく、人と人のつながりが弱まっているところでの体制づくりの困難さとこれを克服する方向があると分かりやすいものになったと思います。

以上の点と、正確ではない文言の訂正を行うのかについて、簡潔にお答えをお願いします。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　それでは最後でございますが、まちの駅官民連携手法検討調査報告書は訂正をということについて答弁をさせていただきます。

何分にも内容が多くございましたので、我々もしっかり丁寧な回答を準備させていただいておりましたが、時間の関係もございますので、少し端折った回答になろうかと思います。その点は御理解をいただきたいと思います。

まず、１点目のふるさと納税の情報収集についてでございます。

日本経済研究所が出所としております総務省資料「各自治体のふるさと納税受入額及び受入件数」は、ふるさと納税を含めた全ての個人からの寄附金を対象としております。

一方、事務報告書におけるふるさと応援寄附金は、吉賀町ふるさと応援寄附条例に基づく寄附を対象としておりまして、一般寄附金を含んでおりません。報告書におけるデータとしては適切であったと考えておりますが、誤解を招くようなことになったのかも分かりません。丁寧に説明をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、５キロメートル圏内の人口についてでございます。

この人口の算出方法について説明をさせていただきますが、データの出所は総務省統計局の「ｊＳＴＡＴ　ＭＡＰ」サービスによるというものでございます。指定した位置に応じてまとめられた周辺の統計情報を使用しております。

このサービスを活用いたしまして、データは２０２０年国勢調査を用いて処理を行ったところ、真田グラウンド周辺５キロメートル圏内に位置する地区は１８地区、人口が４，６３９人となりました。

５キロメートル圏内の考え方でありますが、基点、中心点から半径５キロメートルの円を描きまして、その中に地区の一部、ここでは旧大字の一部でも書かれば圏域内となる集計となっております。

このような形で算出をしております。したがいまして、１８の地区の内訳といたしましては、立戸、広石、沢田、六日市、朝倉、蓼野、注連川、抜月、真田、七日市、下高尻、上高尻、さらには柿木、福川、椛谷、白谷、大野原、木部谷、こうした地区が該当になるということでございます。

その総数として４，６３９人で、町全体の人口で割り込むと約８割に算定するということでございます。

ただ、質問がございましたように、実際はどうなのかということで、改めて企画の方で算定をさせていただきましたところ、机上の集計になりますが、実際のところは２，５２３人で、率で

申し上げますと、人口比率で４１．５％となったところでございましたので、申し添えておきたいと思います。

それから、３点目の調理場の集約についてであります。

報告書にありますように、１か所に集約することを検討しているとの文言でございます。これにつきましては、あくまでヒアリングを行った中での１つの話題として情報提供があったということで御理解をいただきたいと思います。

それから、４点目の移動型販売の現状についてでございます。

この調査業務の中で、その当時におきましては２つの事業者が実施しておられました。

それから５点目、地域食材の生産体制についてでございます。

表の中でいろいろまとめをさせていただいたところでございますが、検討すべき課題であるというふうに認識をしております。

それから、次の事業の推進体制、高津川てらすのことでございます。

新しい事業を提案したり、それから実際に活動を起こしていただいております。一方、住民が主体的にまちつくりに取り組むには、住民自身が考え、自ら取り組もうとする意欲醸成が必要だというふうに考えております。そのためには、それぞれの考え方を広く共有し、地域での意見交換を通じながら合意形成を図る機会が必要だというふうに思っております。

住民には、それぞれの考えあるいは意見がございます。地域の未来について、話し合い、互いの考え、思い、考えを理解をして、よりよい地域にするために、一定の方向性を見出すには少し時間がかかるのではないかというふうに思っております。

今回のこの調査事業で、関係機関、団体の皆さんと連携をするということが求められておりますし、こうしたものを通じて、我々役場職員もしっかり成長していかなければならないというふうに考えております。

それから、最後のところでございます。正確でない、誤解を招くような文言の修正についてでございます。

御案内ございましたように、当然、国費を投じてのこの調査事業でございます。誤解を与える等の表現につきましては、国とも協議を進めながら、修正について対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（安永　友行）**　９番、藤升議員。

**○議員（９番　藤升　正夫）**　最後に、やはり高津川てらすさんのほうへのバックアップ、組織としての体制が整えるように、ぜひ努力していただきたいということを申し述べて質問を終わります。

**○議長（安永　友行）**　以上で、１番目の通告者、９番、藤升議員の質問は終わりました。

ここで５分間休憩します。

午前10時00分休憩

……

午前10時08分再開

**○議長（安永　友行）**　それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

２番目の通告者、４番、桑原議員の発言を許します。４番、桑原議員。

**○議員（４番　桑原　三平）**　おはようございます。４番、桑原でございます。

私は、２点ほど通告をしておりますが、まず、１点目の「年収の壁」見直しはということで質問いたします。

この年収の壁とは何か。１つは、税金に関わる壁、所得に対して税金が課税される。２つ目に、社会保険に関わる壁、社会保険料の支払いが発生する。３つ目、配偶者手当に関わる壁、パート労働者の配偶者の収入が変動する。

このことで今回、質問しておりますが、このたびの衆議院選挙の結果、与党である自民党、公明党、そして野党の一部をもって――国民民主党ですが――協議をし、年収の壁の見直しが行われるという報道があります。

そのことについて、県の試算では、年収が１０３万円を超えると所得税が生じる年収の壁引下げをめぐり、島根県が実現した場合に、年間で県が約８４億円、県内１９市町村が少なくとも約９３億円の減収が生み込まれると試算していると、この１１月２８日、山陰中央新報による報道ではございますが、この２７日の定例会見で、丸山達也知事は、国・地方の財政が、ともに受けられる財政規模にならないと、必ずどこかで無理が出ないかと強く懸念すると述べておられます。

そこで今回、この質問の中で、一応、この所得税・住民税に関して、税に関する年収の壁について特化してお聞きしたいと思います。

住民税について、１００万円からの壁があります。住民税の発生する年収、所得割と均等割と、あと１０３万円になりますと所得税が発生します。配偶者控除が３８万円ありますが、控除がだんだんと少なくなっていくということもあります。

また、それについて試算額、要するに町として、この減収についてそうした試算をされたかどうか。また、今後の対応について、どのように考えているかお聞きします。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　それでは、桑原議員の１点目、「年収の壁」見直しはということについてお答えをしたいと思います。

いわゆる年収の壁見直しにおける吉賀町の減収分の試算額につきましては、あくまで令和６年、本年の９月２０日時点におけるものでございますが、令和６年度課税状況から算出をいたしまし

たところ、約８，８００万円の減収見込みということで試算をしております。

一方、本町の令和５年度決算における歳入の主な科目は、地方交付税が４７．７％、国・県補助金が１９．５％、町債が１２．２％、町税が６．８％、繰入金が４．１％となっております。

地方自治財政運営の要となる極めて重要な自主財源であります町税は５億５，０００万円であり、年収の壁が影響する個人町民税は２億９００万円というふうになっております。

手元にございます、先ほど申し上げました影響額８，８００万円、この２億９００万円からそれを引き算しなければならないというふうになっておりますので、端的に申し上げれば、この金額が４０％少なくなるということでございます。金額もそうでございますし、率から見ても、大変厳しい状況ということは御理解いただけるかなと思っております。

現在、地域医療の確保や災害復旧、各種インフラや施設の維持、生活環境の保全、福祉の充実、農林業振興、教育費等々、多額の財源が必要な事業を現在実施しております。これらの財源として、地方交付税や町税等で財源を賄えない部分を基金からの繰入金で財源充当しておりまして、年収の壁の見直し前から大変厳しい財政状況が続いているわけでございます。

ただでさえ、厳しい財政状況でありますので、国からの恒久的な財源の補填がなく、町の各種事業の水準を維持した場合は、基金の減少が加速することが考えられ、町の存続のため、将来的に事業の見直しや廃止、島根県下の島しょ部を除いて最も低い固定資産税の是正、各種使用料の見直しなどにより、御負担や御不便をかける場面も想定、予測をされるわけであります。

令和７年度の予算編成時期でありますが、対応については、国での税制度の議論がされている状況でありまして、新たな税制による具体的な減収額、国からの財源補填の状況、町の各種事業の状況を把握し、町財政の健全性に配慮しつつ、必要な予算確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

先ほども少し御紹介がございました。この件につきましては、１１月２７日の島根県知事の定例の記者会見の中で、知事のほうからは、国・地方の財政の財源が共に受け入れられる税源規模にならないと、必ずどこかで無理が出ないかと強く懸念をするというコメントもございました。そしてまた、続けて知事のほうからは、厳しい台所事情を踏まえ、何とかなるでしょうという話にはならないということもコメントをされております。まさにそのとおりであります。

先ほども金額と率のことを申し上げましたが、これが現実問題ということになりますと大変厳しい状況でございます。ただ、我々といたしましては、地方公共団体といたしましては、税収減の部分については地方交付税で補填をしていただくという大原則がありますので、これはやはり信じてやまないわけでございます。

とはいいましても、国全体の国税が下がってくるわけでございますから、地方交付税に回す所得税の３３．１％がそこに回るんですが、そこがまず少なくなるということですから、全体のパ

イが少なくなるって、それを非常に交付税という形で分配するわけですが、そこが本当にこれまでのルールどおりにできるかどうかというのは非常に懸念をしております。１００％補填をしていただければいいわけでございますが、それが仮に１％でも下がるとなると自治体はどうするか。現状の行政サービスを確保していこうと思えば、やむなく住民サービスを低下させしなければならない、あるいは場合によっては、これは限度がありますが臨時財政対策債という借金をして行う。こうしたことをやっぱりやっていかなければならないという事態を招くわけでございますので、そうはならないためにも、やはりこれは今のような現状をしっかり見据えて、県の町村会もそうでございますが、全国の町村会でもしっかり国に向けて要望等、要請活動もしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

**○議長（安永　友行）**　桑原議員。

**○議員（４番　桑原　三平）**　今、お聞きしました８，８００万円の減少、これは地方にとって、この８，８００万円があればかなりの事業ができるわけですが、それがなくなる。本当、住民に対する行政サービスが低下する。全国の町村会においても、もっと積極的な展開をしていただいて、いろいろな住民サービスあるいは行政に対して運動をしていただいて予算を確保していただくと、それに尽きるのではないかと思っております。

２番目の高齢者住宅の耐震改修支援についても、要するに予算が確保されなければ、この支援についても難しいかと思いますが、また、これはこれで質問したいと思います。

これは今、能登半島地震の復旧がなかなか進まない。いまだに仮設住宅に住んでおられる方がかなりの数、残っておるわけです。

なぜこうした住宅の改修について、被害が多かったのかということが新聞報道でもありました。１１月２８日の新聞報道ですが、能登半島で住宅被害が広がったのは、高齢者が多く、住宅の耐震化が伸び悩んでいたのが一因とされる。珠洲市と輪島市の高齢化率は、全国平均２９％を大幅に上回る５０％前後、耐震化率は珠洲市で５１％、輪島市４６％と、全国平均の８７％を大きく下回っていた。

建物の被害状況は、耐震化されているかどうかで大きく異なる。日本建築学会が珠洲市、輪島市、穴水町の木造建築物約５，０００棟を調べると、１９８１年６月に導入された新耐震基準の建物は倒壊率が５．４％。それ以前の建物は１９．４％だったのに比べ、大幅に少なかった。国土交通省は、現行最新基準の有効性が示されたと結論づけ、基準に適応した耐震物件の復旧を急ぐということで、ためらう高齢者の背中を押すということで、今、政府も耐震化の支援を打ち出しております。

そこで、町において、この施策について、今の吉賀町はそうした地震が本当に少ない。この地方は地震があまり起きていない地方です。耐震化に対して、住民の方もあまり意識がないかも分

かりませんが、いつ地震は起きるか分かりません。こうした支援について、町としてもさらに支援をしなければならないと考えております。

住宅の耐震化は基礎や壁の補強、屋根の軽量化などで、震度６強、７程度でも倒壊しないよう改修する。費用は、築年数や大きさによって異なるが、日本建築防災協会によると、木造平屋建ては半数以上が１４０万円以下、木造２階建てでも、同様に１９０万円以下という、新築や建て替えに比べれば多くは安く済むものの、簡単に用意できる額ではない。

費用を最大１１０万円補助している栃木県那須塩原市でも、２０２３年度の申請がゼロだった。

また、状況を打開しようと、南海トラフ巨大地震が懸念される高知県では、自治体の動きが活発な３４市町村のうち１４市町村が、２４年度から９０万から１２０万円ほどだった耐震改修の補助額を１６５万円に引き上げた。既に成果は出ており、土佐市では、本年度の申請数が例年と比べて１.８倍のペースで推移している。市の担当者は、今年は能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報が立て続けにあり、危機感が広がったと見ている。住宅損壊の影響は居住者だけにとどまらない。隣家を押しつぶすこともあれば、道路を塞いで救助や復旧を妨げることもある。

政府は、３０年までに耐震化の不十分な住宅をおおむね解消する目標を掲げているが、費用負担のほか、相続する人はいないとして改修に踏み切れない高齢者も多い。国交省幹部は、地域の安全や離れて暮らす家族の心配を減らすため、耐震化を決断してほしいと話しているというふうな情報も載っておりました。

町として、住宅の改修工事の支援はありますが、耐震化等の支援が見つからないと思いますが、これについて、どのように町長、お考えになりますか。お聞きします。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　では、続きまして、高齢者住宅の耐震改修支援はということでお答えをしたいと思います。

吉賀町では、吉賀町建築物耐震改修促進計画に基づきまして、木造住宅の耐震化を促進することにより、町民の生命と財産の保護を目的として、現時点におきまして吉賀町木造住宅耐震化等促進事業補助金制度がございます。

対象となる住宅でありますが、吉賀町に所在する木造住宅であり、継続して居住するものであるということ、昭和５６年５月３１日以前に建築し、または建築に着手した木造住宅であること、階数が２階以下であって、一戸建て住宅、併用住宅、長屋建て住宅、または共同住宅であること、このいずれかに該当するものとしております。

また、対象者は吉賀町に居住する者、補助対象住宅の所有者または固定資産税の納税義務者で、国・地方公共団体または独立行政法人でない者、これが共有名義の木造住宅にあっては、共有者全員の合意により選出された者となります。それから、町税等を滞納していない者、このいずれ

にも該当する者としております。

補助金額等の内容についてでございますが、１つには耐震診断事業がございます。補助対象経費は、補助対象住宅の耐震診断に要する費用で、補助金額は補助対象費用の３分の２以内の額となっております。補助限度額は、住宅１棟当たり９万円でございます。

もう１つありますのは、耐震改修事業であります。補助対象経費は補助対象住宅の耐震改修に要する費用でありまして、補助金額は助成額から所得税特別控除相当額を控除した額の１００分の２３以内となっておりまして、この場合の補助限度額は、住宅１棟当たり８０万円というふうになっております。

今、議員のほうから御紹介もございました、耐震化に向けた高齢者に対し、利子補給と背中を押して促進するというこの国の制度でございますが、今、私のほうから御紹介をさせていただいた補助事業の中の耐震改修に係る住宅が対象となるということでございます。

補助残に対して国が利子補給をするものとなっておりますので、この耐震改修の対象者、申請等がございました場合には、併せて案内をしていきたいというふうに思っております。

長々と申し上げましたが、国が創設する今年度の補正予算というふうにお聞きをしておりますが、国がそれで措置をしたいというような意向のようでございますが、これによって制度が設計をされた後に、こうした希望者があれば、吉賀町の場合は対象になるということを改めて申し上げておきたいと思います。

それから、スキームについては既に御存じだと思いますが、先ほどの町の補助事業となぞらえて申し上げますと、仮にこの改修で５００万円必要だったということになりますと、これは上限額がありますけど、上限額８０万円というふうに申し上げましたから、この５００万円から８０万円を引いたその残りを金融機関のほうから――これは自宅であったり、建物・土地の担保が必要でございますが――その差し引きをした金額を金融機関から融資を受ける。その際には当然、利子が発生いたしますので、この利回り内の部分を国が肩代わりをするということで、年齢に応じて違うわけでございますが、７０歳以上の場合には、要するにこれを全額肩代わりをしますから御本人さんの負担は要りません。

それから、年齢が６０歳から６９歳の場合は、今度は３分の２を国が肩代わりをしますので、御本人さんの負担となるのは３分の１ということになります。

こうしたことで年数をかけていくわけでございますが、仮にその方が御逝去された場合には、当然、相続人がおられますので、その場合には自宅売却などをして元金の返済をしていく。こういうことでございます。

当然、そこで元金と、もう１つは売払いをするときの金額の差異が出てくると思いますが、これについてはその必要があるかと思いますが、１つの方法として、そうしたことが発生をしない

というものもあるようでございますので、これはやはり制度をしっかり熟知をしていただいて、制度を活用していただきたいなというふうに思っております。

そして、最終的に相続人の方がその御自宅を売却等してお返しをして清算ということになるわけでございますが、場合によってはその代金、元金の一括を返済をすればその御自宅は残るというような制度のようでございますので、そうしたことをやはり、役場の窓口のほうでしっかり情報提供させていただいた上で、御紹介もさせていただきたいなというふうに思っております。

とはいいましても、町の制度もある、国が今度は上乗せでそうした背中を押すということになりますので、制度としては非常にいいんですが、やはりこれも財源の問題で、前段の質問にありますように、やはり全体の国の予算、町の予算がしっかり確保できないと、この制度、スキームはうまく回っていきませんので、そのためにはやはり財源をしっかり確保する。先ほどの１０３万円の壁の話ではないですけど、しっかり予算といいますか、財源を確保することに努めていきたいと思います。

当然、今回のこの国の制度は、能登半島地震等における大震災での高齢者住宅の状況を見る中で制度設計をされたということで、まずは震災の復旧・復興に大変重要であります。吉賀町も震災といいますか、地震災害はこれまで大きなものはないとは言いながら、いつ起こるか分かりませんので、そのためにはしっかり財源を確保しなければならないわけでありまして、お話がまた戻るかも分かりませんが、しっかり全国町村会等を通じて要請活動もして、こうしたことについての財源も確保させていただきたいなというふうに思っているところでございます。

**○議長（安永　友行）**　４番、桑原議員。

**○議員（４番　桑原　三平）**　今のこの耐震化にするのが、私も考え方がちょっと違っておったんですが、もう少し耐震改修の支援の金額が多ければあると思いますが。ちなみに現在、この耐震化の事業は、補助金が始まってからどのぐらいの件数、金額になっているか分かりますでしょうか。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　これは、吉賀町の制度設計をしたのは平成２４年からでございますが、それ以後、現在に至るまでのところで、実績といたしましては１件でございます。

ただ、今回のように、国が投資をするということになりますと、やはりその需要といいますか、ニーズがやはり出てくるものではないかと思っておりますので、少しでもそうしたことも、最終的に国の予算が確定をして制度設計が全体として固まれば、またしっかり住民の皆さんにも周知をさせていただきたいなと思っております。

**○議長（安永　友行）**　４番、桑原議員。

**○議員（４番　桑原　三平）**　そうしたことで、１件だったということは、ちょっと私も、なかな

か議論に上っていなかったのではないかと思うわけです。

こうした施策をもっと住民の方に周知して、できれば、それはもっと金額を多くすることは望ましいかと思いますが、その点をまた考慮して、今後、施策を遂行していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

**○議長（安永　友行）**　以上で、４番目の通告者、桑原議員の質問は終わりました。

ここで５分間休憩します。

午前10時37分休憩

……

午前10時43分再開

**○議長（安永　友行）**　それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

３番目の通告者、３番、三浦議員の発言を許します。３番、三浦議員。

**○議員（３番　三浦　浩明）**　それでは、通告書に基づきまして、公民館、また、働き方改革について、２点、教育長、町長に質問いたします。

まず１点目、公民館の体制改善はということで質問を行います。

公民館の主事が２名体制となりまして、その時期もいろいろ、がたがたと言いますか、いろいろ問題点もあったかと思いますが、今は徐々に地域もそのことについて慣れてきておると思います。現状で言いますと、館長１名、主事２名、この体制になりまして、私個人が思うには、地域の活性化に関しまして、結構以前と比べまして、活性化に関しましては、上達したんじゃないかという認識でおります。もちろん各公民館が５地域にあるわけですが、その中でやはりどこも町民のため、住民のためににぎわったいろいろなイベントを起こしまして、地域が元気になっていると。地域の核ではないかという認識でおるわけですが、このことに関しては、町長が主事２名体制ということで実践しまして、ある意味、考え方は間違っていなかったんじゃないかなというところもあります。その当時はやっぱり議会のほうからも、いろいろな意見も住民からもありましたが、何とかいろいろなことを乗り越えまして、公民館の大切さ、その辺がじわじわと出てきているんじゃないかと思います。

本題の質問におきまして、通告どおり質問したいと思いますが、ちょっと３月議会で公民館館長、前教育長にも質問いたしましたが、それから若干進展もあったようなところもありますので、それはそれとして、一応質問事項に応じて質問していきたいと思います。

まず、今の現状として、六日市、七日市に館長がおりません。また、七日市の主事が１人しかいないといった現状を踏まえまして、まず、この館長、主事の応募に関しまして、まず応募がないことについて、募集をかけていると思いますが、ただ募集をかけて待っているだけでは何の変化も進展もないと、やはり募集だけじゃなしに、館長の服務体制、また処遇改善等を行った上で、

募集を行うといった基本的な対策が、根本的なことを改善して、そういった対策を踏まえてしっかりとした、待っているじゃなしに、いろいろな積極的な応募の活動が必要じゃないかということが１点。

２点目に、公民館長の勤務時間、処遇改善等については、以前の教育長の答弁の中で、前向きに検討するといった答弁もありました。それからどうなったかと。先日、全員協議会で前向きな、館長に関しての職務体制、そういった改善的な案も出ましたので、ちょっと前向きな話じゃないかなと思っておりますが。

まず、応募がないことについての待っているだけじゃ駄目ということと、今の館長の処遇体制についてお聞きします。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　それでは、公民館の体制改善はということで、まず、私のほうから概略といいますか、総括的なことについて申し上げさせていただきたいと思います。

公民館長の選任に当たりましては、前中田教育長体制以降、公民館運営委員会に意見を求めまして、推薦のあった方に就任依頼を行うという形をとっております。御質問の中にあった六日市公民館及び七日市公民館についても、同様の手続きを経た上で複数名の候補に依頼を行いましたが、決定に至っておりませんでした。しかし、先日１０月のうちに内諾をいただいておりました柿木公民館長に併せまして、地域の方から御推薦を頂いておりました六日市公民館の館長も決定、就任をしたところでございます。

ただ、応募を待っているという状況ではないことを、どうか御理解をいただきたいと思います。

公民館長の処遇等につきましては、この後、教育長のほうから具体の説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（安永　友行）**　河野教育長。

**○教育長（河野　洋司）**　失礼します。それでは、公民館長の勤務時間等についてです。

これにつきましては、先日の１１月２９日に開催された全員協議会において、担当者から御説明申し上げたとおり、現行の１日３時間３０分、月２０日勤務に加えて、新たに創設する１日７時間、月１８日勤務の勤務体制について、令和７年度からの実施に向けて手続きを進めているところでございます。

先ほどの御質問や回答等と重なりますが、１１月２９日に開催された全員協議会において、報酬金額について、単価は変わらず時間が増えただけではないかという趣旨の御意見もいただいたところです。

本件につきましては、私も１１月に就任してから、いろいろ協議をする中で知るところもあったんですけども、当町では、多くの職種、多くの人数の会計年度任用職員を任用している状況が

ございます。この中で、ある特定の職種だけの条件を変更することは、全体のバランスに影響を及ぼしますので、慎重に行う必要があるため、安易に公民館長のみの報酬単価を増額することは、現段階では困難な状況であることを御理解いただければと思います。

しかし、全員協議会という場で議員さんからいただいた御意見でもありますので、貴重な御意見と重く受け止めて、前向きな検討を加えてまいるつもりでございます。

以上です。

**○議長（安永　友行）**　３番、三浦議員。

**○議員（３番　三浦　浩明）**　ありがとうございました。町長に引き続き教育長から答弁がありましたが、結局、柿木も六日市も館長が決まったということで少し安心しております。あとは、七日市がどうなるかというところなんですが、七日市が今、館長、主事も含めて、その辺の募集状況といいますか、今後の経緯のこともちょっと教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　七日市公民館の館長が今不在ということで、残る館長の不在は、そちらの１公民館だけになりました。先ほど申し上げました方法で今、事務を進めてきたところでございます。現状においては、まだ募集をいただけていないということでございます。

今、３番議員のほうからございました現状はということにつきましては、教育委員会の次長のほうから少し説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（安永　友行）**　重藤教育次長。

**○教育次長（重藤　　剛）**　失礼します。七日市公民館の館長の募集状況といいますか、選任の状況について回答させていただきます。

先ほど、町長の答弁、教育長の答弁にあったように、公民館の運営委員会のほうで基本的には意見を求めまして、御推薦のあった方に就任依頼を行うという形で準備のほう今年度も行っておりました。そうしたところ、一部の町民の方からのお話、御推薦の内容も今、教育委員会のほうに数件こちらのほうに入ってきている状況がございますので、今まだ実際に運営委員会の中で推薦決定をしているというような状況ではないんですが、そういった町民の方からのお声をいただいた中で、また今後、そういった方にうちのほうからまたアプローチをして、ぜひ御同意がいただけましたら、他の公民館と同様に早い時期に選任を行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**○議長（安永　友行）**　３番、三浦議員。

**○議員（３番　三浦　浩明）**　ありがとうございます。あとは、言い方は悪いですけど、七日市を

残すのみということになると思いますけど。今日時間がありますので、公民館活動について、以前、町議会の中で、総務委員会のほうで各公民館を訪問させていただきまして、これは令和５年の７月から１１月末まで、この間いろいろな訪問させていただいて、お話を聞いたりとか、その頃ちょうど主事の２名体制等々、そんな話もありまして、いろんな話をさせていただきました。

やはり感じたのは、今の教育長も、そのときに柿木の館長でありましたが、結構皆さん館長が張り切ってと言いますか、とにかく活性化のためにやれば、いろんな企画ができると、ただその中でやはりこれをやろうと思ったら、なかなか主事の方は１日におられますけど、館長も当然いるわけですが、就業時間が半日ということは、なかなか時間が足りないと、実際は半日ということになっておりますけど、やっぱり館長の方も現実は午後も就業されているといった現状もあったと思います。

せっかくこういった時期に来たわけですから、昔は、公民館というのは明治時代からあったと思うんですけど、今とは全然違った風習といいますか、そういったものも変わってきたんじゃないかと思います。現状で言えば、とにかく地域に根を張った、そして地域の高齢化も進んでおりますんで、高齢者の方も元気になれるようないろんなイベントを組んで地域を元気にすると、その中でやはりちょっとした減少があるんですが、Ｕ・Ｉターンの方も当然そういったイベントに入ってこられますし、Ｉターンの方もいろいろありますけど、少ない人数ではあるかもしれませんけど、各地域でそういった方も公民館活動に参加されておると。結局はコミュニケーションが取れるようなことを考えますと、いかに公民館活動が大事かということが言えるんじゃないかと思います。

先ほどの総務委員会で５か所回って、とにかく主事さんもそうですけど、館長の意気込みも聞く中で、やはりこのまま放っておけば、この町は当然衰退していくわけですし、人口減少も放っておけば、そのまま減っていくということになりますけど、いかにそれを生かしていくかということに、今すごく私も気概といいますかあるわけですが。

１０月の末に私の地元の朝倉でも、朝倉公民館で三郷祭りと言いまして、あるイベントをやったんですが、ここの館長もすごく意気込みがあると言いますか、どこの館長もあるんですが、毎年１回やりますけど、昔はカラオケやったりとか、やることは大体食べるものとか一緒のことだったんですが、最近になって１年ごとにいろんなイベントを用意してやっております。老若男女、小さい子どもから高齢者の方、皆さん勢ぞろいでやってきます。やっぱりそういったイベントが楽しみということで、食べること、また普段日常生活でない活気づいた、そういったことを今は公民館が活動してやっているんだなと思います。

前、柿木の公民館長、教育長ですが、そんなイベント的な話もいろいろされて、なかなか大変な仕事だな、職務的にも大変だなということも当然ありましたが、結構柿木でも年間、びっくり

するんですが、参加者が５，０００人前後、普通なら何百人という感覚でいるんですが５，０００人前後という参加者が行事ごとに都度参加されて、結構、それから言うと、地域は活気づいているんじゃないかと。やはりそこで、何回も言うんですけど、館長、主事の体制というのは、まず今の時代から言うと、昔とは違って必要じゃないかと。ある意味地域の稼働力と、そういったところも含んでくると思いますけど。

あと、七日市がちゃんとそろってくれれば、町全体が、言葉で言えば活気づいてくるという考え方も出てくるかも分かりませんけど、そこは地域ごとの考え方、また主事、館長の考え方もありますんで、そこでいろんなイベントをやってもらって、町民、そこの地域の方が活気づいてくれれば、すごくこれが将来に向けて、ある意味経済的な面も出てくる、税制の面にもいろいろ出てくるかなと思ったりもするんですけど。

とにかく何にしても人がいないことには、金銭で言いますと金は当然落ちませんし、人がいないところに人は寄りつきませんし、そういった原点から言いますと、すごくいいぐらいに稼働しているんじゃないかなということが考えられます。

そういうことで、各公民館とも皆さんすごく活発にやられていると思われますんで、今後、主事と館長がしっかり定着した場合、いろんな教育委員会としても公民館活動に対しても、いろんな指導とか話合いとかあると思うんですが、そういったところを将来性に見まして、どういうふうに考えているか、地域の活発力を今より増して活動していくとか、いろいろあると思うんですけど、そのほかにいろいろ日常面でもこういった考え方、もくろみがあるとか、そういうのがあればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（安永　友行）**　河野教育長。

**○教育長（河野　洋司）**　失礼します。教育委員会として、各公民館の活動への支援体制ということですけれども、ありがとうございます、非常に各公民館活発に活動されていると思いますし、それぞれの地域の特性を生かして、いろんな世代の方あるいはいろんな考え方がありまして、学校と地域、あるいは今のように保育所から高齢者まで、そしてもう一つ、地域で暮らす外国籍の方、そういう方も含めていろんな方を取り込んだ、あるいはその方たちが触れ合えるような活動を促していきたいなと考えているところです。

その中で、私が柿木公民館にいたときには、例えば世界の料理教室という、地域の団体と一緒になって、地域に住んでおられるいろんな方と一緒に料理作りを楽しんだり、あるいはＩターン、Ｕターンの方もたくさんおられますので、みんな違ってみんないいという、地域の方が主催するＩターンの方が中心として企画運営しているんですけど、そこへ公民館としての支援もしていました。

そのことも含めて、そこにはやはり公民館の主事あるいは館長としてのいろんな知見なり運営

の方法、支援の仕方というのもあろうかと思いますので、教育委員会としては、直接教育委員会の担当者が出ていって支援することももちろんですけれども、そういう主事、そして館長さんの研修等を深めながら、いろんな視野を広げたり、あるいは支援の仕方を学んだりする、そういう機会を設けながら、金銭的、財政的なところも含めながら、そういうまちづくりに向けたイベントとか、あるいは日頃のちょっとしたいろんな活動の運営の仕方などについての研修の機会なども設けながら、物心ともにという言い方は適切かどうか分かりませんけれども、そういうきめ細やかな地域の特性を生かした活動が一層活発になるような支援をしていきたいなと考えているところです。

以上です。

**○議長（安永　友行）**　３番、三浦議員。

**○議員（３番　三浦　浩明）**　ありがとうございます。この町が疲弊と言ったら大げさですが、そうならないように、公民館は何度も言いますが、地域の核として、人づくり、地域づくり、その他いろいろありますけど、一番今大事な時期ではないかと思っておりますので、しっかりいろんな案を出して、Ｉターン、Ｕターンを含めて、参加者も増えるような、そういった地域に根付いた活動を行っていただきたいと思います。

それでは、１点目を終わりまして、２点目の働き方改革の影響はということで、この令和６年４月から２０２４年問題のことで、もともとは５年前からこの働き方改革というのは国からの支援もありまして、大企業から始まりまして、今は中小企業までこういった働き方改革について、全国でそういった改革が浸透してきているというところでありますが、全国的な統計とかいろいろ含めまして、結局ここのよしか病院に関しましても、この働き方改革について、いろいろな影響もあるんじゃないかと思いますが、全国的に言いますと、まず言えるのが人手不足ということで、これが各企業で問題になりまして、問題になるということは当然影響が出てくるわけですが、企業もいろんな種類がありまして、運送業、いろんなサービス業、そして病院とか医療関係とか銀行、いろいろありますけど、特に全国レベルで言いますと、建設業に関わる業種、そして運送業、運輸業に関わる業種、これが令和３年、４年はまだ良かったんですが、昨年ぐらいから人がいないんでもう倒産せざるを得ないと。そこへこの働き方改革が入ってきたもんですから、結局働き方改革によって、ある意味人権とかそういったことも含めていきますと、メリットもあるかもしれませんけど、実際極端な話、零細企業で言いますと、いろんな事業所の環境を変えないといけない、運送業にしましても結局いろんな機器をそろえて、また運送のルートをいろいろ変えたりとか、車両、大きなものをしたりとか、いろいろ改善策を強いられるわけですが、結局人材不足も重なって倒産に至ると、そういった現象が特に建設業、運輸業で出ております。

あと、その他飲食業等々もそれに連ねてそういった現象も出てきているようですが、要は、こ

の働き方改革、特に２０２４年問題、この４月から今もう半年以上たっておりますけど、私もたまに情報を見たりするんですけど、まず、１点目として、吉賀町の町職員の時間外勤務等のいろいろな体制があると思いますが、この２０２４年問題に関しまして、それ以前からかもしれませんけど、要は、働き方改革これに応じていく中で、どんな対策を講じたか、それによって財政面とかいろいろな面で影響があったんじゃないかと思いますが、そこら辺を町長にお伺いします。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　それでは、２点目の働き方改革の影響はということでお答えしたいと思います。

この点につきましては、以前に御答弁させていただいたところでございますが、働き方改革とは、厚生労働省が２０１９年に発表した定義によりますと、働き方改革とは、働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革というふうにされております。そのため、働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、労働時間の是正、正規・非正規間の格差解消、多様で柔軟な働き方の実現の３本柱をもとに、労働者にとって働きやすい社会づくりを目的にしているというふうにされております。

しかし、働き方改革を取り入れる雇用主側の負担も大きく、実際に取り組む上では、多くの課題があるというのが現状だと認識しているところであります。

労働者側に立った視点も重要ですが、それと同様に雇用する側の立場に立った見直しもある程度必要というふうになってくると思っております。

まず、１点目の職員の時間外勤務等の職務体制や町財政において、どのような対策を講じたかについてお答えしたいと思います。

当町においても、働き方改革を実現するために、これは、決して２０２４年問題というところではなくて、それ以前からということでございます。

まずは、時間外勤務の縮減について、特定事業主行動計画策定実施委員会において、どういった取り組みが可能か協議を進めているところでありまして、各課、各室等における時間外勤務の現状把握を行いまして、時間外勤務が増加した業務の洗い出しを行ったところであります。今後は、さらに分析、検証を行って、何が課題でその原因はどこにあるのかを明確化し、業務量の平準化や事務の簡素化、職員の意識改革を進めていく必要があると考えております。これにつきましては、組織機構人事管理適正課委員会との連携により進めていきたいと考えております。

また、どのような影響があるかについてでありますが、働き方改革とは、労働環境を改善するための取り組みと考えられます。労働環境を良くするために必要なのは、業務改善でありまして、業務改善によって本質的に必要な業務に時間を割くことができ、効率的に働くことが可能になる

と考えております。職員の人材育成に取り組み、組織をよりよくするために、職員全員がそれぞれの立場でまちづくりを担うことが必要でありまして、住民目線に立った行政サービスの提供に努めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

**○議長（安永　友行）**　３番、三浦議員。

**○議員（３番　三浦　浩明）**　ありがとうございます。こういう役場関係でもうこういった働き方、業務関係に時間等々いろいろなことを含めまして、そこら辺はある意味ちゃんとなっているとは思いますが、やはりこの働き方改革につきましては、民間と比べまして、若干違うところもあると思いますけど、最終的に違反している場合は罰則３０万円とかいろいろそういったこともあるわけですが。

これも委員会の中で前に出ていたわけですが、勤務時間外の労働時間が長い職員、金銭的にも当然影響してくるわけですが、当然、町としてもその辺の把握はされているわけでありますけど、特に目に当たる時間外に、残業、これをしないと次のステップに行かないとか、そういった今日までに仕上げないといけないとか、そういった事情いうのはどこでもあると思いますが、やはり役所というところは、そこら辺襟を正して、そういった時間外労働に関しましても、特にこの２０２４年問題のことを添えて言いますと、襟を正すような勤務時間、そして環境も含めましてですけど、そこら辺は必然的に出てくると思いますが、今言いました時間外労働、結構びっくりするほど時間外労働されている方もいたと思いますが、そこら辺の改善は何かされますか、それともうされておりますか、そこを伺います。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　時間外に限らず休暇の取り方であったり、働きやすい職場環境をつくっていくということで申し上げれば、吉賀町役場の職員のほうでは、吉賀町の特定事業主行動計画というのを策定をして、これに準じて環境を整えているところでございます。

現在もう３期目に入っておりまして、この３期目が５年刻みで来ますから、現状で申し上げますと、令和２年度から令和６年度、今年度末までが第３期目ということで、第３期目の最終年度に今かかっております。

具体少し申し上げますと、やはりこうした行動計画に準じて職場で仕事をしましょうとこういった動機づけ、インセンティブを与えるわけでございますが、５つポイントがあって、１つは、長時間労働の是正などの働き方を改革するということ。２つ目は、育児と仕事の両立支援、イクボス宣言もそうした一貫でございます。３件目は、性別に関わりのない職務の機会付与。４点目は、その他次世代育成支援対策に関する事項、５点目がその他女性の職業生活における活躍の推進に関する事項ということで、５本立てで今申し上げましたような計画をつくっているということでございます。

それと、時間外のところで申し上げますと、対策と言いますか縮減に向けては、超過勤務の縮減に対して意識啓発をしたり、それから一斉定時退庁の日を設けたり、それから業務の洗い出し、先ほど申し上げたような内容でございます。さらには深夜勤務や超過勤務の制限の周知をしたりと、こういうことでございまして、目標、目指すべきところはこの第３期の令和６年度末の段階で、１年間の各職員の平均の超過勤務時間については、年間１５０時間程度にしようと、こういうことでございます。

とは言いながら、最近難しいのは異常気象の関係で、先般も、今年も数回ございましたが、台風あるいは梅雨前線あるいは雪害あるいは水道の凍結対策等の対応が１年中こう出てくるわけでございまして、そうした時間を含みますと膨大なものになります。これ、やはり致し方ない部分があります。住民の皆さんの生命と財産を守るためには、我々行政に課せられたものでございますので、そこは致し方ないと思いますが、通常のいわゆる業務の中での時間外ということで１５０時間で抑制をしていこうということで取り組んでいるところでございます。

これは、日々あるいはその月々で、その時間を抑えていかないと難しいところがございますので、今行っておりますのは、町の衛生委員会というのがございますので、そちらのほうで情報共有をして、この時間外をどういうような形で抑制をしていくか、あるいは休暇をどのような形でやっぱりとっていくかというようなことを、各担当部署から出た職員と一緒にこの話合いをしながら対策を講じているというような状況でございます。

**○議長（安永　友行）**　３番、三浦議員。

**○議員（３番　三浦　浩明）**　ありがとうございます。やはり町の核となる町役場でありますので、先頭を切ってと言いますか、皆さんが納得するようなこういった基準に基づいて、働き方改革に基づいて、国の指示ではありますけど、ちゃんとしていただければと思います。

次に、２点目で、今度は、町のことに関わるんですけど、役場のことではなしに、吉賀町の民間企業で、さっき言いました建設業、運送業、特に建設業も件数も多いこともありますし、そこで何年か前から人材不足そういった現象が出ております。

その中で、災害も、今年も去年も出ておりますが、町から仕事が出るけどなかなか人材不足で人数がいないから、その災害復旧に取りかかれない。災害だけでなしに、ほかの公共事業に関しましてもそうと思いますが、そういった現状があるわけです。

もちろんトラック協会に関する民間企業も、当然運転者不足ということで全国的に言われておりますけど、何とか建設業もほかの商業もそうですけど、とにかく人がいないと。そういうことに苦労されております。探しても探してもなかなか見つからない。とうとう最後には県外の方を募集して、自分の事業所で働いてもらうと、そういった現象も当然出てくるわけですが。

外国人労働者、これもヨシワ工業等々いろいろなところで、外国人労働者を社員として使って

やっております。

結局、その外国人労働者を逆に言えば、外国人労働者を使わないと企業運営自体は回らないと、そういったことが一つあるのではないかと思います。ということは、この町に若者がいないと。製造業が主な町でありますから、５０年以上前からヨシワ工業とか、いろいろ始まりまして、この町にかなりの貢献をされているところだと思います。

この町も製造業によって、皆さんの生活にもかなりの影響力がありまして、経済的にも支えられた経緯があります。やはりそういった人材不足ということで、こういった現象が出ているわけですが。一つは国が悪いんじゃないかとは思いますが、もともとは少子高齢化、これはもう１０年前に言われてきたわけじゃないし、もともと分かっていたことではありますが、一つはそれが、一番原因があるんじゃないかと思います。結局子どもが生まれない、そして、社会関係もいろいろ変わってきたわけですが、昔は、今もそうでしょうけど、３Ｋといって汚い仕事はしないと、嫌がられると、そういった報道も昔からありましたけど。いろんな環境も変わったりして、それでも事業所は、各企業は一生懸命やっております。ただ人間がいないと。それで今一番苦労されているところだと思います。

実際に、この町は小さな町ではありますけど、先ほど言いました建設業、運送業、これらもかなり苦労しているところもあるんじゃないかと思います。ただ、幸い今２０２４年問題に関しまして、ある程度何年前から予測しまして、いろいろな機器を導入したりとか、システムを変えたりとか、環境も変えたり、昔からはもう、就業規則から変わっておりますので、従業員に対する対応等々を含めまして、いろんな改善されて、ちゃんと今の２０２４年問題をクリアされている事業所も当然あります。

商業関係においてもサービス業においてもそういったことが言えるとは思うんですが、まだ２０２４年問題ということが、この４月からということなんで半年過ぎて、今から来年になって１年、２年、３年先にどういった現象が出るかというのはちょっとよく分かりませんけど、町としてこの民間業者に対して、まず働き方改革に対してどういった支援策があるかと、またどういった支援策を講じたかということをまずお聞きします。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　それでは、２つ目の民間レベルでの影響等についてであります。

町内の企業におきましては、出退勤を携帯でできるようにしたり、あるいは残業時間の把握や削減対策をしている事業所があるということはお聞きしておりますが、町として、現状において具体的に支援をするには至っていないというのは御案内のとおりでございます。ただ、これまで商工会が行ったアンケートによりますと、働き方改革での影響はあまりないというような情報を、私は産業課のほうを通じて耳にしているわけでございます。

ただ、そうは言いながら、６月の定例議会で、６番議員のほうから働き方改革についての質疑がございました。その中でお答えをしましたが、やはり町内においても運送業であったり、あるいは医療現場であったり、それから教育現場であったり、様々なところで支障が出ておって、それぞれの現場でしっかり対応していただいているということでございます。ですから、とりわけその商工会関係で、企業様のほうで影響が全くないということではないかと思いますが、やはりつぶさにその現状を把握しておく必要も当然あろうかと思います。

そして、また、今年度から、商工会とも連絡会議を行政とで実施をしておりました。町内の経済情勢についても、情報交換をしているところでございます。

こうしたところで今、議員のほうからお話になったような内容を、やはり話を深掘りをしていく必要があるのではないかというふうに思っております。

財政的な支援を当然するにこしたことはないわけでございます。何せこれにはやはり膨大な予算がいるわけでございます。先ほどの別の議員のほうからもございました。財源の確保が非常に厳しい状況になっております。ここをどうにかやはりしのいでいかなければなりませんし、一方では、新しく誕生された石破総理は、この地方創生に対して倍増の、あるいはそれ相応の予算を確保していきたいというような意気込みも示していただいておりますので、今回のこの開会中の臨時国会の補正であったり、それから来年度の当初予算であったり、これがどういった内容で確定をしていくのか、やはり見ていかなければならないわけでございます。

そうしたところにも、大いに期待をしながら、一方では細々になるかも分かりませんが、町としての独自の財源の確保にもしっかりと努めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

**○議長（安永　友行）**　３番、三浦議員。

**○議員（３番　三浦　浩明）**　ありがとうございます。この町に関しては、そんなに影響がないような、そういうふうに感じてはおりますが、ただ、まだまだ今からがどういった状況になるかということもありますし、先ほどちょっと事例ということではないですけど、運輸業とか大変だと、倒産とかそういった話もしましたけど、現実、細々言いますと、運送業で言いますと、今で言うＩＴ関係、そういったものを使って、事務所も運転手も常に車両の中にタブレットを積んで、その中でそういった機能を使って勤務時間等々いろいろな情報が入って、そして逆にそれがいろんな面で、労力の面で節約になってくると、そういった考え方も含めまして、いろんな改善策に強いられているということとは思いますが、これは企業によって違うと思いますけど、やっぱり１，０００万円、１億円とかそういった金額がかかる企業もあると思います。

そこで、やはり感じられるのが、企業も倒産が当然出てきているわけですから、国からもそういった政策が、支援的なことが出てくるんじゃないかなと思っておりますけど、そこら辺がいま

だといいますか、まだ始まってばかりというところもありますけど、今、町長も補正でどうこう言われましたけど。もう一つ言いますと、運輸業に関しては、ある宅配業者とか何年か前からですけど、飛行機を調達して、それを運輸に使うと。また新幹線もそうですけど、新幹線を使って新幹線もシートとかをそのままにして、それでも輸送に関しては可能であると。トラックで換算しますと、一日がトラックの１４０台分、こういった荷物を運べるということで、九州、鹿児島から北海道、青森まで、そういった計画をもうぼつぼつ実施すると思うんですけど、こういった計画もあります。そうすればトラック業界もがらっと変わってきますし、またトラックの減少等々も当然出てくる。また運転手の減少も出てくる。

これが、今の日本の経済の流れにマッチしているのかよく分かりませんけど、そういったことも含めまして、まず、国はそういった情報はもちろん持っているわけですし、その中で今からの経済的な環境、建設業も含めますけど、特に運送業も変わってくると思うんですけど、その中で、国からの支援等々、そういった情報が町長のほうも何かお持ちではないかと思っているんですが、そういったものはないですか。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　新しい総理が誕生して、まさに今は臨時国会ということでございますが、今の３番議員のほうからお話になったような内容については、私のほうには正式なルートでは条例としては入っておりません。まさに今お話にあった、御紹介のあったような事例を、ぜひ地元選出でそれぞれ全国から何百人という国会議員の先生が出ておられるわけでございますので、大いに国政の場で、そうしたことを議論していただきたい。

そして、今政府与党で言っておられます財源の総額のところをしっかり確保していただいて、それを都道府県通じて各自治体のほうへ下ろしていただくようなスキームを作っていただきたいなというふうに思っております。そうしたことでないと、現状今１，８００近く全国の自治体がございますが、都市部の自治体はさておいても、中山間地にある吉賀町のような典型的なその小規模自治体は、本当にこれから人口減少がある中で、厳しい状況でございます。

消滅可能自治体吉賀町も僅かながらの数値の未満で名前は消えましたけど、今名前が残っている自治体と何ら変わるような状況ではございません。やはりそこを打破していくためには、今本当議員のほうから御紹介になったような内容を、国策として、国政として、やはりしっかり考えていただいて、財源を早く確保していただくことが、私は第一番ではないかというふうに思っております。

１つ御紹介があったのは、恐らく貨客混載のことだろうと思います。飛行機の空いた席を使ったり、新幹線の空いた席を使ったりということで、人とそれから物流、物を一緒に運ぶということだろうと思います。現に吉賀町の圏域でもしておられるわけでございまして、特に吉賀町がそ

の恩恵に預かっているのは、実際ここには走っておりませんが、そごうの地下のほうで生鮮食用品売場のほうで「やさいバス」がございます。地方創生アドバイザーの吉長先生からの御紹介もございましたので、その船に乗らせていただきましたけど、私どもで今助かっておりますのは、広島県域のバスを走らせる、そのバスに野菜を積み込んで、そごうの地下に野菜を卸す。そうしたことで貨客混載をしているわけでございます。吉賀町には実際そのバスは来ませんが、その体で吉賀町から野菜を持ち込んで、今そこへ吉賀町の野菜を置かせていただいているわけでございます。ぜひ皆さんにも、そうした現場を見ていただきたいなと思います。

ここは、やはりまだ生産現場が追いついていないということで、課題もたくさん残るわけでございますが、そうしたことを考えていかなければならないということだろうと思います。

とにかく物流を空で走らない。吉賀町から都市部へ物を運んで帰りを空で帰るんでなくて、そのときに都市部から何かをこちらへ持ってくるとか、この逆のパターンもあるかと思いますが、そうした形で行う、あるいはそれを同時に行うというようなことをやっていかないといけないと思っています。それぞれやはり工夫をしていく必要があろうかと思います。

これは１つの企業だけ法人様だけでは肩がつきませんので、やはり町内にあるそうした悩みを抱えておられる企業の皆さん、法人の皆さんがこの課題を共有して、そうしたことを２つ、３つの企業で一緒にできないだろうかというようなことを話していただくのも非常に大切ではないかというふうに考えております。

**○議長（安永　友行）**　３番、三浦議員。

**○議員（３番　三浦　浩明）**　ありがとうございます。今、町長答弁でいろいろ、そのとおりだなと思っておりますが、この働き方改革については、特に運転手とかいうのはいろいろ、休憩時間とか等々を含めまして、かなり制限がかけられております。今まではどうだったかというと、やはり長距離運転手が主にそうだと思いますが、走って幾ら、そういったノルマといいますか、売上制みたいなところで、家庭を支えていたところが、時間制限されて、年間９００時間でしかないぐらいで制限されまして、中にはすごくこの２０２４年問題に関して反発されている個人的な方もおられるんじゃないか、また事業所もそういう方がおられるんじゃないかと思います。

挙げ句どっちにしてもメリット・デメリットが出てくるわけですが、この改革によって、結局１事業所が主導でやっていたものは、この働き方改革によっていろんな制限をされて、いろんな資金面で苦労して、結局国がやるのか自分が会社を立ててやるのか、分からないような考え方を持っている事業所もどうもあるみたいです。そこら辺でこの働き方改革というのが、果たしていいものか悪いものか、今まで一生懸命頑張ってきた、経済を支えてきた方がこういう制限されて、実際いいものだったかということは疑問が残るわけですが。

逆に考えれば、この町はインターチェンジもありますので、ひょっとしたら逆風が吹きまして、

この働き方改革によって、いろんな環境の問題とか、運送業務を含め、特に交通網に関しまして、ひょっとしたら何かメリットがあるような、インターチェンジがあるがためにいろいろな今の改革によってメリットが出てくるんじゃないかということも思ったりするわけですが、最後時間もありませんので、この働き方改革によって、民間はいろんな意見があります。ろくなもんじゃないんじゃないかという意見も当然あるわけですが、そこら辺を町長は、民間企業は制度がしっかり今の時代に合っているか、またさっき言いましたインターチェンジがありますんで、そこら辺で何か利用できるようなお考えがあるか、最後にお聞きします。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　働き方改革、２０１９年の４月からスタートしたわけでございますが、それから執行の猶予等経て現在に至っているような状況でございます。そもそも論で言いますと、この働き方改革の目指すべきところは、やはり働く方々が個々の事業に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革でありますので、働く者、労働者側に立ったものからスタートしたというふうに思っています。ただ、その裏腹で、今度は、雇用主のほうの支障も出てくるというのは重々承知をしているところでございます。それが具体的には今、３番議員のほうからお話があったことだろうというふうに思っております。

ですから、この働き方改革、これはやはりいいものもあれば、悪いものもやっぱりあったんだろうと思っております。それがまた、雇用主に対してのメリット・デメリットがあったり、あるいは働く方にとってのメリット・デメリットがある。両極があるというふうに考えておりますので、ここはしっかりそれぞれを見る中で、対策を講じていかなければならないかと思います。

商工会のお話を少しさせていただきましたが、やはりこのアンケートを集約した中ではそういった状況だったかも分かりませんが、ここを具体にやはり見てみれば、今お話のあったような内容が、町内でもうごめいているんだろうと思いますので、今年度から始めた行政と商工会との話し合いの機会をしっかり持ちながら、情報共有をしていきたいなというふうに思っております。

それから最後、インターチェンジの話、高速道のお話がございました。これは、今回のこの働き方改革に限らず、やはり地の利でございますので、高速道路にネットワークがある、そしてその拠点がここにあるということは、やはりこの吉賀町にとっては大きな大きな社会資源、資産でございますので、それを生かす方法は、これまでにも増して、より一層協議をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

**○議長（安永　友行）**　３番、三浦議員。

**○議員（３番　三浦　浩明）**　ありがとうございました。今後もいろいろな環境の変化等々がありますんで、それに向けて、商工会とも議会とも含めて、協力し合いながらやっていければと思います。

以上、終わります。

**○議長（安永　友行）**　以上で、３番目の通告者、３番、三浦議員の質問は終わりました。

ここで、昼休み休憩とします。休憩します。

午前11時43分休憩

……

午後１時00分再開

**○議長（安永　友行）**　それでは、休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

一般質問の４番目の通告者、５番、河村由美子議員の発言を許します、５番、河村由美子議員。

**○議員（５番　河村由美子）**　私は２点通告をいたしましたのでよろしくお願いします。

まず１点目なんですけども、公約の実現と未来はということなんですが、町長は４年に１回所信表明、１年に１回施政方針に、この町の課題であるとか、発展的な構想を例年恒例的に、総花的にと言えば申し訳ないんですが、表現されておりますが、この各項目において、御自身の過去、現在までの７年間において、有言実行、これだけは後世に誇れるといった事業は何であったかと思われますか。そのお答えをお願いします。

それと大合併２０年で、進む人口減少、地域の独自性発揮に、当町の強みを生かす今後の攻め、現在の攻め、こういった投資と言いましょうか、そういったものは何でしょうか。それをお聞きします。

それと理想と現実のはざまでジレンマの格闘であるとは思いますけれども、新石破総理は、来年度の地方創生に従来の倍増の予算をつけるという公約を、今のところしていますけれども、地方創生の成否といいますか、これはやはり田舎に、地方に若者が住みたいまちづくり、若い世代の自由な発想で、住みたくなるような地域を生み出すことが先決ではないかと思います。当町の課題に、何を重点施策と町長お考えでしょうか。

現在の町内の実態、将来人口、減少の方向への対策、こういったものの今からやるべき準備、そういったものは何でしょうか。

以上、お尋ねをいたします。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　それでは、河村由美子議員のまず１点目でございます。公約の実現と未来はということで御答弁申し上げたいと思いますが、一括で通告ございましたので、少し時間をかけてといいますか、丁寧な答弁をさせていただきたいと思います。

早いもので、私がこの職に就任して今８年目に入ったところでございます。今年の３月の定例会でも少し御報告も申し上げたところでございますが、本当に、この正味７年間でいろいろなことがあったということでございます。

少し振り返ってみますと、まず地域課題という観点から申し上げると、まずあったのは、柿木の地域自治区の問題でございます。

それから続いてありましたのは、旧柿木中学校の施設の譲渡のことでございました。

それから第３セクターであります、エポックかきのきむらの解散。そしてその後の民営化のこと。

それから、廿日市にあります吉賀町アンテナショップの存続のこと。

さらには、地区集会所と自治会館。これのいわゆる継続、存続に向けての取り扱いのこと。

こうしたことが本当に地域課題ということであったわけであります。

平成１７年の秋に吉賀町として発足して１２年目、そして今年で合併後１９年目を迎えたところであります。

私がこの職に就任いたしまして、本日までの期間が合併をして１０年後、そして、時間がたって２０年目を迎えようとしている時期でございます。

この間、新規に制度化をさせていただいて効果を上げてきた実例もあるわけでございます。一方では、この町村合併の反動といいますか、やはり、住民の皆さんの中で、地域感情としてなかなか払拭できない部分がたくさんあったわけであります。これまでの７年間で、こうした払拭できない部分、地域課題というのが一気に噴き出てきたというふうに私は考えております。

それから不測の事態ということで申し上げますと、以前、議員のほうからもお話がございましたが、お住まいの七日市地区の大規模な建物火災。それから旧六日市医療技術専門学校、現在は高津川てらすという名称になりましたが、これの譲渡のこと。これに附随した地域再生推進法人の設立。こうしたことがあったわけでございます。

そして、何よりも、よしか病院に関する地域医療のこと。

加えて申し上げますと、これは本当に人類史上といいますか、誰も予想できなかった新型コロナウイルス感染症、この蔓延拡大ということもありました。

こうしたことで、地域課題であったり、不測の事態であったり、本当に私が７年少し前にこの職に挑戦をしたいという決意を決めたときには、本当に今申し上げたような様々な事案が起こるということは想像だにしていなかったわけでございました。それがこの７年間で発生をして、対処をさせていただいたということで。

いろいろ、いい面もありましたが、本当に苦難の日々であったというふうに振り返っているわけでございます。

しかしながら、やはり町議会の皆さん、そして地域住民の皆さん、大変な御理解、御支援、御協力、御助言等をいただきながら、どうにか、この席にといいますか、立場に立っているわけでございます。

ということで、申し上げますと、７年前に所信表明、１期目のところで所信表明をさせていただいた。そして２期目、令和３年の秋に２期目のところで所信表明をさせていただいた事案については、まだまだ本当に道半ばといいますか、達成されてない部分がたくさんあるということをまず申し上げておきたいと思います。

そして、今、通告にもございました、この７年間の実績といった表現はもう適当ではないかもしれませんが、一番大きな事柄としてやっぱり挙げなければならないのは、地域医療を存続しているということでございます。

このことにつきましては、町民の皆様に大変な御心配をおかけしておりましたが、幾度となく申し上げておりますが、島根県当局、そして地域包括連携協定を締結していただきました益田の日赤様、そして津和野町の医療法人橘井堂様をはじめ、あらゆる関係機関、団体の皆様の本当に献身的なお力添えによりまして、町が全額拠出した医療法人カタクリ会を指定管理者として、今年の３月１日から公設民営化を実現し、公立のよしか病院、併せて、よしか介護医療院ということで、開院、スタートすることができたわけでございます。

住民の皆さんの命と健康をつなぐことができたという意味では、後世に誇れるということよりも、一番成果があった事案ではなかったかというふうに思っているところでございます。

それから、大きい２点目のところでございます。

当町の強みを生かすための投資ということについて少し触れさせていただきたいと思います。

吉賀町の現状における強みでございますが、やはり、長い歴史を持つ有機農業、そして多くの雇用がある企業、また、自然環境では清流高津川、多くの森林資源などがあろうかと思います。

有機農業の強みを生かした投資で申し上げますと、産業課を中心に行っております有機農業に産業として取り組む人材等の育成事業でございます。

次に、企業に対する投資でございますが、先般、無償貸付を実施した住宅環境の整備への協力があろうかと思います。

また、多くの森林資源を活用するための投資といたしましては、これも先般の全員協議会で説明なり方針を説明させていただきました新たな林業事業体の設立でございます。

まだ、緒に就いたばかりではございますが、地域再生推進法人高津川てらすなど、民間企業などと進めていこうとしております官民連携の取り組みでございます。

こうしたことが、投資、お金をかけるかけないということは別にしても、新たな挑戦ではないかというふうに思っております。

それから続いて、これは、当町の課題に何を重点施策と考えていますかということと、それから、この人口のことがございます。町内の企業と将来人口の減少方向への対策の準備ということで、これは一括して少しお答えをさせていただきたいと思います。

人口は、数字上は外国人の移動によりまして減少率の抑止に一定の効果を上げているわけでございますが、先ほども申し上げましたとおり、実態といたしましては大変厳しい状況でございます。

さらに、町内の状況を見ますと、やはり人口減少と相まって、私が最近一番気にしておりますのは、町内の商店が相次いで閉店をしているという状況でございます。

このことにつきましては、商工会とも連携をして分析を進めていく必要があると考えておりますが、やはり、住民の皆さんの暮らし、それから企業の活動など注視をして、適宜対応を講じなければならないかというふうに思っております。

そういうことで、少し前後いたしましたが、人口減少のところでございますが、外国人の転入によりまして、人口減少率は、ほかの自治体と比べると若干減少率は緩和されて緩やかな状況になっておるところでございます。しかしながら、今、申し上げましたように、特に気になりますのは、六日市それから七日市、そして柿木、さらには朝倉、蔵木もそうでございますが、商店が相次いで閉店をしている。シャッターが下りるというような状況でございます。

人口とか、あるいは、生産高とか、いろいろな数字で表れてくるわけでございますが、やはり商店が閉まるということは、活気あるいは活力といった面では、なかなか数字上表れてこない指数ではないかというふうに思っております。

町の強みを生かした施策を展開するとともに、地域おこし協力隊の提案制度を今回、フリーミッション型でございますが、こうしたことにも挑戦しながら、なかなか数字上表れてこない活力であったり、そうした活気の部分が欠けてきたところをどうにか補っていきたいなというふうに思っております。

いろいろ予算等で御理解をいただいて御承認もいただきましたフリーミッションでございますが、先般、選考会をさせていただいて、１つの団体のほうへ、合格といいますか、決定の通知もさせていただいたところでございます。

新たにまた都市部から人がこちらのほうへ入っていただいて、町の活性化に向けて大いに活躍をしていただけると思いますので、そういう部分では期待を申し上げているところでございます。

そうした現時点で言えるということは様々あるわけでございますが、これも３月のときに申し上げたことと少し重複するということで申し訳ないわけでございますが、まず言えることは、現時点においては完全収束には至ってないわけでございますが、コロナからの出口が見えてきた。そうした現状になってきたということでございます。

３月の施政方針の中で触れた案件につきましては、全身全霊で取り組んでいかなければならないかというふうに思っております。これは当然、私だけの力でできるものではございませんので、全職員挙げて取り組んでいきたいと思いますし、特に官民連携で、今、御旗を上げておりますの

で、民間あるいは住民の皆さんと一緒になって、手を携えて頑張っていかなければならないかというふうに思っているところでございます。

いつも私は申し上げておりますが、吉賀町で住んでいただける、あるいは、吉賀町に興味を持っていただける方々のためにも、安心、安全のまちづくりと、それから地域力の向上をさらに推進していかなければならないかというふうに思っております。

その結果として、この町内に住んでいただいている皆様が等しく、生活の豊かさであったり、そうしたものを実感していただけるようなまちづくりに、これからも取り組んでいかなければならないかというふうに考えているところでございます。

**○議長（安永　友行）**　５番、河村由美子議員。

**○議員（５番　河村由美子）**　町長が就任されて、いろんな諸課題について、不測の事態があったことというのをるるおっしゃいましたけど、医療につきましては、成果が上がった事案ということよりも、上げざるを得ない喫緊な課題であると私は思っています。

それと、表明とか方針には、全項目全てでは何でもやりますというふうなことを書かれているわけなんですが、そうではなくして、何を重点的に、この４年間、１年間、進めるかということが、私は明確にするべきだというふうに思います。

人口減少の対策にしましても、５か年計画の予算の把握ですとか、具体的に実施するべき施策について、象徴的な、抽象的なといいますか、そういう施策を推進するというふうな表現ではなく、誰に対して、何を、どんな方法で、いつ、どれくらいの費用で、どの程度のこの事業を実施する、完結するというふうなことを計画しないと、ずだずだ行くだけということでは、なかなか昨今の厳しい世の中、難しいと思うんですよ。それにはやはり予算の裏づけを明記して、予算がないと計画というのは絵に描いた餅になりますので、そうならないように指針を書くようなことではいけませんので、象徴的になりますので。

そうすると新年度の地方創生の予算の配分にいたしましても、今度、地方創生で予算の配分があると思うんですけども、これは予定ですけども、全てを消費でなくして、新しく仕掛けづくりをつくらにゃいけんと思うんですよ。

そうすると、産業界、観光庁、学校、金融機関、労働団体、マスコミ、というふうなものも含めて、今後の施策を展開していかなくてはいけないと思いますし、これらの全てにおきまして、多様な意見を責任を持ってプランをつくるということが大事だろうと思います。

そして、実行、確認、新たに行動する、ＰＤＣＡです。サイクルの締めをしっかりとして、雇用と所得を今後生み出すことが大事と思うんですけども、その辺のところを、町長、どのように認識されておって、今後、今から２期目の後半とはいいましても、もう１年ありますが、そうしたところで、どんどん世の中が多様化してきているといいますか。

先ほども町長が言われたように、商店街におきましても、今年度の年末で、また４社、４社といいますか、脱退があるんですよ、商工会員で。商店につきましてもどんどん閉店して、本当、商店街が明かりが消えていく、厳しい状況です。

ということは、やっぱり年配の人は買いに行きたくてもなかなか交通便利が悪いし、買い物には行けないかもしれませんが、若い人なんかは、買おうにもマーケットがないということになりますと、どうしても少ない予算というか、人数の中でも、外へ出て買い物してくるという悪循環になっていると思うんです。それじゃあ、この小さな人口が減る町で、どうしたらいいかということであろうかと思うんですが、一言で、口で言うように簡単なことじゃないというのは分かるんですが、やはり、的を絞って、この町はどうして生きていくんだというところをきちっとしないと、総花的に、ここも、あそこも、あそこもいいよというやり方だったら、本当に絵に描いた餅で言っとるだけだというふうになると思うんですよ。

ちょっと余談かもしれませんが、大正時代に渋沢栄一――今１万円札の表になっていますが、東京の人口の集中の弊害を見て、田園都市構想に基づいて郊外に新しい町をつくったというのは有名な話であろうと思うんですが、そういった中で、地方は今後、我が町ですよ、東京一極集中を止めるというようなことばかりでなくて、東京自身も高層化であったりとかではなくして、分散化を図って、国の機関を移転させるというふうなこともしてもらわなくちゃ大変だと思うんですが、そういったことで、生活空間を充実させる。いわゆるダウンサイジングが必要であろうと思うんですよ。

ということになれば、返せば、今、南海トラフが３０年以内に云々ということがありますが、これは決定ではありませんが、例えば、都市直下地震等の災害に今なったみたいに大変になっています。そういうことが近隣に起きた場合に、地方は、この吉賀町は受け皿となるべき地位にもあると思うんです。地域に。

そういったことの中で、集約化であったりとか、効率化を進める。今、そういった時期でもあるんではないかなというふうなことも考えるわけですが、ちょっと話がこういうふうになりましたけれども、そうした全体的なまちづくりの像として、町長、今、２期後半に向けて、今年度は、３月までだけど、これをやるんだとか、できるんですよというようなこと。先ほど言った、何回も言いますが、病院というのは、これ成果があった事例とは言えないと思うんですよ。私は。上げざるを得ない事案であったと。現況はそうだったでしょう。片一方の石州会があいう実態になって、町民の福祉、健康を守るためにはやらざるを得なかったわけですよ。そういったことを、比喩しちゃいけませんけれども、今、そういった中で、町長がもうちょっと、今、さっきいただいた災害の受け皿の方向性でも考えていかなくちゃいけない。そして、私がいつも言うように、ふるさと納税でいいましても、津和野町が今、昨年度ですか、８，０００万円近くですよね。こ

こら１，０００万円ぐらいでしょう。何の違いがあるかというのは、品物だけじゃないと思うんです。

津和野町は、何かで見たんですが、アフターフォロー、納税していただいた人へのアフターフォロー。そういうところが充実して、毎年してくださいねというような、いろんな、コメントであるとか、いろいろあると思うんですが、そういうところも、やはり大切な原資を出していただいた人に対しては、私はマナーとしてするべきだと思います。

ただ、品物がいいからあげる。というばかりでは、納税はないと思うんです。この町のまちづくりのアイデアに対して、よっしゃ応援したろう、というのも、なきにしもあらずということですから、その辺のところです。

町長がやはりトップですから、そこをトップの考え、どこでも、トップと番頭ですよ。副町長。その辺がしっかりして、タッグを組んでまちづくりというのをしなくちゃいけないと思うんですけども、その辺で町長、こうですよというようなことがありましたらお願いします。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　まちづくりにはいろいろな形があろうかと思います。新たに挑戦をするというのは当然必要なことでございます。ただ、そうした中にあっても、いかに現状を維持していくかというのも非常に大きな問題でありまして、本当に身の丈に合ったといいますか、あまり背伸びをしない。まずは、ここでしっかり踏ん張って、今の吉賀町を維持していくということも、やはり、大きな大きなまちづくりの軸足になる部分だろうというふうに思っております。

これも、これまで何回も申し上げておりますけど、吉賀町のまちづくりといいますか、これの柱は１０年刻みでやっております吉賀町のまちづくり計画でございます。これがグランドデザインでありまして、これは前期後期で分けておりますのが総合戦略。今、その後半戦の総合戦略に取り組んでおるところでございます。

そして、その５年刻みの１年ごと、どうやって施策を講じていくかというのが、これが毎年３月に表明をさせていただく施政方針であります。その裏づけとして、今年度、令和６年度当初予算の説明の材料として使わせていただいているわけでございます。

ですから、形といたしましては、１０年のまちづくり計画、５年の総合戦略、そして、毎年毎年の施政方針。これに基づいた予算の裏づけをする。こうした形でセットで考えていかなければならないというふうに思っております。

地方創生のお話もございました。今日午前中の議員のところでもお話をさせていただきましたが、新しい総理が地方創生に向けて、新たな予算といいますか、倍増、あるいは、新しい予算の増加をさせて、増やしていくというような表明もありますので、我々といたしましては、大いに期待を寄せているところでございます。

仮にそれが形として出てくれば、それをしっかり丁寧に使っていくということが我々に求められている部分だろうと思います。

これの関係で、ふるさと納税のことでありますが、吉賀町は低空飛行でこれまで来ておりましたが、今年度は目標に掲げております部分に手が届きそうなところまで、今、来ております。

これは地道なんですが、職員がこの吉賀町内であって、外に出かけて、あるいは、イベントの際には足を運んで、チラシ一枚一枚手渡しして渡している。そうしたことの成果であろうと思いますので、私はそれをしっかり見て大切にしなければならないかというふうに思っております。

それからＰＤＣＡのお話もございます。これは当然でございます。今、やっていることをしっかり見つめ直しをしながら、精査をして、次はどういった展開をやっていくかということは、これは施策の進捗の上では大変重要な部分でございますので、今申し上げましたような、まちづくり計画であったり、総合戦略、全てそうした形で、今、事業の推進をさせていただいておるところでございます。

それから少しお話がございましたが、私も、言葉を変えれば、今、全国でといいますか、地方の生き残りの一つの策とすれば、地方と都市の二地域居住、これが必要かなというふうに思っていまして、都会地、町場に住んでいる人が必要なときには、こうした中山間地、吉賀町に例えば来ていただいて、そこで畑を作ったり、田んぼで米を作ったり、あるいは、山の仕事をしていただいたり、そして、この行き来をしながら、吉賀町との交流人口、関係人口を築いていく。そして、その中で、最終的に興味を持っていただいた方が、この吉賀町に移住をしていただく、定住をしていただく。こうした切り口で進めていくのが私はいいと思っています。多分、５番議員が言われるところと同じ意味だろうと思って、私は認識をしておりますけど、そうした二地域居住というのも考えていかなければならないかなというふうに思っておるところでございます。

**○議長（安永　友行）**　５番、河村由美子議員。

**○議員（５番　河村由美子）**　町長は現状維持と、今後のまちづくりは、まちづくり計画に基づいてという基本的なことを述べられましたけれど、やはり、先ほど町長が言われましたように、地方と都市、それがマッチングして、単純に言えばグリーンツーリズムというようなふうなことかなとは思いますが、そういったようなこと。あるいは、先ほども言いましたように、災害時に都会地ではない田舎が、田舎というとおかしいですが、受け皿というようなこともあると思いますよ。

そうした中で、地方創生の話に戻るんですが、この交付金の仕組みというのが、地方が国に申請して受け取るので、どうしても国の考えを忖度してしまうということではないかと思います。

この仕組みは、地方としての独自性、自由度を高める交付金の転換ということを国と地方の協力関係をスムーズにデジタルトランスフォーメーション、ＤＸの仕組みを推進する。この仕組み

を考えるべきだと思うんですよ。これは全国知事会でも交付金のあり方を国に具申をしているという状況だというふうには思いますけども、そういったところも考えていかなくちゃいけないということと、今後、地方の自治体間で人口の奪い合いを続けていくばかりでなくて、こども政策を我が町もやっていますが、とはいえ、一定数はキープできても、減少に歯止めにはなかなかかかってない。決定打とは言えない状況であると思います。今から始めるべき政策は、ここに人口が減っても持続可能なまちづくりを推進するべきであると私は思います。その点について、町長はいかがお考えでしょうか。

地方も稼ぐ努力が必要です。そのためには、また言うようですが、例えばの例ですよ。何を町長、推進していくのか。ふるさと納税も少ない。それじゃ、ここで、どんどん、先ほどの今朝の４番議員の質問ではありませんが、１０３万円の壁があって、８，８００万円も、４０％も減収があるという中で、国や地方交付税をバックするというような簡単なことにならないと思うんですよ。かといって、住民サービスを低下してまで経費を削ったんでは何の意味もありませんので、そうすると、やはり、我が町が生き延びるためには、何をして、どうして稼いでということを推進していくのか。こっちを削って、こっちを浮かしたんじゃ、何の役にも立ちませんので、そのようなところは、我々商売人みたいなことには、町長、いかないんかもしれませんけれど、その辺を町長、どういうふうに肌身で感じておられるのかなということをお聞きして、稼ぐ町というのはどうお考えでしょうか。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　稼ぐ町ということなのですが、一つに特化したことというのは、なかなか無理なところがあります。ですから、施政方針は毎年表明をさせていただきますが、私は総花的という言葉はあまり好きでもありませんけど、でも、あらゆるところに目を向けて、光を当てて、町政を担っていかないと、私はやっぱり全体のバランスができないというふうに思っていますから、そうした大風呂敷を広げたような施策の表明になりますけど、これは致し方ない部分があろうかと思います。全てのところに、皆さんのところへ手の届く、温かい施策が差し伸べていけるような、そうした考えの下で行政をしていかなければならないかなというふうに思っています。

お話がありましたＤＸ、デジタルトランスフォーメーションも当然そうでございますが、今、国が進めている、そうした波に乗っていくことも必要だろうと当然思っております。

最終的には持続可能ということが一番大事なわけでありますから、一つの数字である関係機関、団体が個名の自治体の名前を上げるということにとらわれることではなくて、やはり、吉賀町が今もう人口が５，８００人を切ってしまいましたけど、こうした中にあっても、きらりと光るような施策は自信を持ってお話ができるような、そうしたまちづくりを行っていかなければならないというふうに思っております。

そうした中で、先ほど答弁をさせていただきましたが、これからの投資ということで申し上げれば、今４３年になる歴史のある有機農業であったり、それから町の９２％を占める山の活用であったり、それから島根県内の小さい自治体の中、特に中山間地の自治体の中では、数こそ少ないわけでございますが、誘致企業もあって、そこに多くの方が働いておられるわけでございますので、そうした地の利を生かす。それから、当然、交通の便のよさ等も含めて、これからのまちづくりに挑戦をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

**○議長（安永　友行）**　５番、河村由美子議員。

**○議員（５番　河村由美子）**　町長がおっしゃいますように、山の木材を生かしたそういった事業を進めるとか、有機を生かすとか、誘致企業を推進するとかいうことは当然のことでございますので、ぜひぜひですね、ほかに資源というものがあるようで、ないところでありますので、そういうものをぜひ生かしてやるべきだというふうに思います。

今朝の新聞だったか、地方創生で、経済連が日本を成長するための道筋を示しておりましたが、行政区域にとらわれない広域連携を推進すると、新たな道州制構想というのが出ておりましたが、今から１５年も先というのは我々が生きてはおらんと思いますが、そういったところで非常に人口も５００万人単位で広域の連携するというか、地域構想というのを提言しておりましたが、そういった時代で、全体のパイがインドみたいに、中国抜いて、もう１０億万人にも成長、成長というか、人口が増えていくにもありますが、日本だけですよね、どんどんどんどん絞んでいくというのが。吉賀町も決して例外ではありません。減っていきます。そういったところで、なかなか一つのまちづくりを町長１人に、あなたは何をこうしてとか、職員一丸となって、我々も一緒なんですよ。この町が大事でありますし、大切なわけで、夢のあるまちづくりをしなくてはいけませんので、一緒になって、英知を絞って、まちづくりというのに、町民にも参加していただいて、若い者が残りたい、出ていかなくても済む職場づくりであったりとか、そういうことを、ぜひ、職員、町一体となって私は考えていく、もう喫緊の課題であるというふうに思います。それで、お品書きを書くんでなくて、実践をするということが大切であろうというふうに思います。

町長、やはり行動に移す。言動、行動に移す。人がこう思っても、俺はこうなんだよと、高みじゃないですが、こういうふうにするから、こうしようよというふうなパワーといいますか、そういうふうなことも発揮してもらいたいなと。こういう世知辛い厳しい時代だからこそ、アイデアとやる気、その気ということですよ。

ということになれば、町長のお考えと心一つ、決断一つというふうに思いますので、もう一言、私はこうですということがありましたら、お答えを。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　同じことの繰り返しになるかもわかりませんけど、皆さんが（　　）した

のは、所信表明であり、それから施政方針等でありますので、これは当然私一人だけの力でできるものではございませんから、職員と一緒になって、それから議員の皆さん、住民の皆さんと一緒になって、事を進めていかなければならないかというふうに思っています。

道州制のお話がございまして、私ははっきり言って、道州制は歓迎するものではありません。今の行政区域、島根県の中で、生かしていかなければならないと思っておりますから、与えられた環境の中で、しっかり施策を講じていく。

ただ、そうは言いながらも、吉賀町は吉賀町の地域性がありますから、以前も全協等でも説明をさせていただきましたが、議会の議決は必要になりますが、来年の春には広島広域都市圏のほうへ加入させていただいて、また違う形での広域連携を図っていくようなことにも挑戦をさせていただきたいなというふうに考えております。

**○議長（安永　友行）**　５番、河村由美子議員。

**○議員（５番　河村由美子）**　分かりました。足元の現実を極めて、やはり、この町の木材、山ですね、木材を生かす林業の事業であるとか、トビムシで来年度はやるということですからいいんですが、それと有機を生かして、安定の食であったり、拡大を図る。それと誘致企業を推進するという、こういう基本的なベースをぜひぜひ推進していただいて、地道なまちづくりを我々と一緒にやっていけたらと思いますから、１点目の質問については終わりたいと思います。

続いて、２点目の通告をしております質問なんですけども、２０３０年度に予定されております、今朝もちょっと９番議員のほうから出ておりましたが、３０年度に予定されている国体で、当町の予定のサッカー大会というのがあるんだというふうに思いますが、その大会そのものが実現可能と思われていますか。

それと、大勢の参加者等の受け入れには、対応について、なかなか現実、現状からいって厳しい環境じゃないかと思うんですけども、大会においてですね。それと、どういった経済効果ですとか、この地域にメリットというものは、町のほうではどのように、費用対効果と言っちゃいけんのでしょうが、その辺でどういう試算をしておられるのかなということをお示しいただきたいと思います。

それと、選手の方が来たり行ったりって移動手段ですよね。宿泊であったりとか、そういうふうな改修といいますか、新設はできませんが、そういったところの手当といいますか、そういったものはできるんでしょうか。その辺がちょっと分かりませんので、お聞きをします。

併せて、今朝も９番議員の話がありましたが、まちの駅構想の実現性です。これ総務省のあれでということですが、実現性と、私に言わせれば、総務省で最初パンフレットみたいなのが、しおりみたいなのが出たり、６億円とかいう話もありましたが、このことによって、実現可能だとして、この町に未来永劫までいかなくても発展的に何が見込まれるんかなというふうに思うんで

すよ。

そして、当然その予算が回ってきて、あそこの場所ですよというだけではものが完結しませんので、どういった具体性を持ってやっていかれるのかなと、そのことが費用に対して実現性と、費用対効果という現実的に、この町に未来発展を見込まれることがあるんでしょうか。私は今の現実からして、人口もなかなか厳しい中で、今の現実を維持するのが一所懸命の中、かといって、それで、守りの姿勢ばかりではいけないから、打って出るということも大切なんですが、返して言えば、やはり身の丈に合った計画もするべきじゃないかというふうに、よそからそういう情報が入りました、こういう予算がつきそうで、補助も出そうですよというふうなことで、吉賀町の町のグランドデザインするべきじゃないと思うんですよ。

そういったところで、今朝の話は報告書のデータがこうだったいうふうなこともありましたけども、その辺で、事業としてはこういうことがこうですというような、今朝ほど聞きましたけども、見通しですね。その辺は町としてどういう考えを持っておられるのか。ただ、そういう情報が入ったから、ああ、やりましょうよというようなことなのか。あれでも実行、確実なという裏づけを持って、その辺を手を挙げて導入しましょうよ、やっていきましょう、一緒になってやりましょうという計画なのか。成功するかせんかはやってみにゃ分からんことですが、まず前段で、入り口のところで、どういうお考えなのかを２点、国スポのサッカー大会と、このまちの駅構想のお答えをしてください。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　それでは２点目の２０３０年予定の国体ほかということについてお答えをしておきたいと思います。

まず、国民体育大会につきましては、スポーツ基本法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本年度開催をされました第７８回大会から国民スポーツ大会という名称に変更されましたので、これ以降につきましては、国スポ、省略形でございますが、国スポという呼称でお話をさせていただきたいと思います。

国スポは、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の体力向上を図るとともに地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与することを目的といたしまして、昭和２１年に第１回大会を開催して以来、毎年開催される国内最大の総合スポーツ大会であります。

現在は、文部科学省、日本スポーツ協会、開催都道府県が共同で国スポを主催をしております。

また、国スポは本大会と冬季大会の競技ごとに獲得した得点の合計を競う都道府県対抗形式によりまして、天皇杯と皇后杯をめぐる熱戦が繰り広げられ、各都道府県では国スポの参加に向けてジュニアを中心に競技者の育成・強化を行っておりまして、国スポの開催が我が国における競技力向上の基盤的役割を果たしているというふうに言えるものであります。

島根県におきましても、前回、島根県で開催した昭和５７年のくにびき国体におきまして、県民総参加による取り組みによりまして、天皇杯、皇后杯を獲得する栄誉に輝いたところでございます。

私もちょうどそのときには教育委員会の所属でございましたが、先輩職員と一緒になって、くにびき国体の成功に向けて仕事をさせていただいたところでございます。

令和１２年度に島根県で開催予定の「島根かみあり国スポ・全スポ」につきましても、県内全ての市町村が競技会場となり、県民一体となった取り組みにより、「スポーツを通じて人と地域をつくる大会」、「共に支え合う社会を推進する大会」、「環境に配慮したコンパクトな大会」、「地域活性化につながる大会」を目指して、島根県準備委員会を中心に全県下で準備を進めておるところでございます。

吉賀町で開催予定のサッカー競技につきましては、来年の２月中旬に中央競技団体の視察を受けることとなっております。

サッカーの中でも吉賀町では少年男子と少年女子の試合を開催する予定と聞いておるところでございます。

経済的効果やメリットにつきましては、試算等による把握はしておりませんが、サッカー競技全体では、監督、選手、そして競技役員を含めまして、直接的な関わる関係者だけでも１，３０７人が来県する見通しでありまして、関係者の宿泊や食事、観光や買い物等で、一定の経済的効果があるというふうに思っております。

ですが、効果やメリット、これだけを追求するがために開催するものではないということを御理解いただきたいと思います。

それから、議員御指摘のとおりでありますが、選手のみならず、観客や関係者の移動や宿泊等の受け入れ体制は現在の町の状況では十分と言えず不足することが想定されるため、近隣の市町あるいは島根県外の自治体等にも協力を仰ぎながら、今後検討を行います。

施設の改修等につきましても、先ほど申し上げました２月の中央競技団体の視察終了後に方針を決定する予定でございます。

いずれにしましても、先ほど申し上げましたとおり、県下で協力して大会を成功させなければならず、町全体で取り組むべき課題と認識しておりますので、さらなる御協力をお願いいたしたいと思います。

御心配の移動手段であったり、宿泊、さらには改修等でございますが、昭和５７年のくにびき国体のときも、吉賀町は山岳競技の会場の引き受けでございました。

当時、六日市町でございましたが、六日市町だけの誘致はできないということで、特に島根県から広島県の県境沿いにあります町村７か町村が一括で引き受けをさせていただいて、縦走であ

ったり、踏査であったり、そうした会場の引き受けをしたわけでございます。

このときも全国から本当に多くの選手の皆さん、監督、競技役員の方、あるいは応援の方がたくさんいらっしゃいましたが、やはり、当時の六日市もそうでございましたが、キャパ的には宿泊をするところはほとんどございませんでした。したがって、当時の旭町のほうへ国体の事務局を設けて、そこへ関係者が集まって、協議をして、移動の方法、宿泊の割当て、こうしたものを分担してやったということでございます。

ですから、吉賀町で、結果的にどれだけの方がおいでになられるか、ちょっとまだ分かりませんけど、いずれにしても、キャパを補完するためにハードなものを積極的に造るというよりも、むしろ、今、吉賀町あるいは近隣の自治体、県外の自治体も含めて協力していただけるところを、最大限、社会資源を有効に活用させていただいて、お互いが補完をする形で進めていかなければならないかなというふうに思っております。

あと、具体なところは、ハードのところも含めて、２月の中央競技団体の御指示等を仰がなければならないというふうに考えておるところでございます。

続いて、まちの駅構想についてでございます。

現実性とその費用対効果につきましては、現実、この町に未来発展を見込まれるとの考えですかという御質問でございます。

まちの駅構想では、複合的に地域課題に取り組むことが必要になるというふうに考えます。一方で事業自体は限られた資源、要するに土地であったり建物であったり予算であったり、こうした限られた資源の中で進める必要があるということから取り組む内容の取捨選択や濃淡をつけて事業計画を策定する必要があろうかと思います。官民の枠を超えて、課題に取り組んで、体制構築を目指していかなければならないというふうに考えております。

今回の事業、本事業のように、地域にとって大規模な事業を実施する場合、できる限り地域の事業者が参画できるようにするということで、事業効果が地域経済に還元されるようにすることが望ましいと考えております。

国が示しますＰＰＰ／ＰＦＩ、この推進アクションプランにおけるローカルＰＦＩにおいても、ＰＰＰ／ＰＦＩの推進を通じて、地域経済、社会へのメリットをもたらされることが施行されておりまして、地域企業の参画、そして、地域産材の活用、地域人材の育成などが掲げられ、これからは持続可能な地域の創造に貢献するものというふうに考えております。

これは、概略的なものは全協で御説明申し上げましたが、もう一つは大きな課題、今、御指摘のあった国スポ・全スポの関係がありますので、これを２月の中央競技団体の御指導、御助言、あるいは判断を待って、全体にスケジューリングを練り直していく必要があろうかというふうに考えているところでございます。

最後、身の丈に合った計画もさることながら、もっと未来へのグランドデザインを模索するべきではということでございます。

吉賀町のグランドデザインは、先ほども申し上げましたが、吉賀町のまちづくり計画であります。

この計画では、住民と行政の双方から視点から評価・検証し、吉賀町らしさの実現を視座に置きながら長期的・総合的な視点から検討を加え、町民一人ひとりが住み続けたいと真に実感できるまちづくりに向け、その基本姿勢と行動計画を示しています。

それから大きな課題といたしましては、公共施設の管理の問題があるわけでございます。本町の公共施設の全体像等を明らかにすることで、住民や議会、関係機関との間で公共施設に関する問題意識を共有して、持続的でよりよいまちづくりを目指していきたいというふうに思っております。

これらの上位計画等を基に交流拠点施設でありますまちの駅を核とした官民連携手法事業調査、これを実施をいたしました。

全員協議会の中でも報告をさせていただきましたが、今回のこの事業調査の報告の中で、これからのまちづくりに必要となる３点について御教示をいただいております。

改めて申し上げますと、まず１点目は、複雑な地域課題が顕在化する中で、町の所有する公共施設計画を実施する場合、横断的そして複合的に取り組む必要があるということであります。

２つ目といたしましては、限られた資源で、取組内容の取捨選択や濃淡をつけるためにも、多様な関係者が連携して事業計画策定に関わることで、地域にとって適切で納得のある計画につなげていかなければならないということ。

そして最後３点目は、地域住民、地域団体、地域の企業、町等が参画した合意形成手法を構築し導入する機能、官民連携手法等について、関係者で合意形成を図りながら事業化を進めるということでございます。

これらを町全体で共有することで、持続可能なマネジメント体制が構築されることが期待されるというふうに思っております。

ただ、そうは言いながら、初めてやる大きな官民連携の事業でございます。それぞれの抱えている団体あるいは個人も含めてでございますが、抱えている課題がたくさんあるわけでございますので、まず同じテーブルの上で寄り添って、そうした事を協議をしながら、時間がかかるかもわかりませんが、丁寧に事を進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

**○議長（安永　友行）**　５番、河村由美子議員。

**○議員（５番　河村由美子）**　国スポの件につきましては２月にいろんな話し合いの中で決定する

ということですが、課題はたくさんあると思うんですよ。仮に実施されるにしても、改修費であったりとか、そういう問題も出てくると思うんですが、何もかも反対というよりは、そのことによって負のものが残っていくということでは、意味ないというふうに思います。その辺で、どういう計画になっていくのかなというのと併せて、今のまちの駅構想の話があったもんですから、その辺のところがですね。

いろんな考え方があるんですよ。議員の中でも、町民の中でもあると思うんですが、それは地域の企業であったりすることは参画する。そして、町が所有する公共物を使ってやる。という条件的には合うと思うんですけども、限られた資源の事業計画で多様化を図るというようなこと。それと地域住民というのが参画をしてもらうということで、まちの駅構想というのが成立するというか、そういうことの方向性が出るんであろうと思いますが、これはすぐ、直ちにということではないような気もするんですが、いずれにしましても、ただ、公共物が空いているから、そのまま放置するというのも何ですけども、有効利用ということは大変いいことではありますが、そのことによって、ただ、それを利用したために、また元の維持費であったりとか、附帯する費用、投資が要ったりすることによって、住民が豊かになったり、増えたりすることにつながるんであれば、私はいいことかもしれませんが、そうでなく、またまた同じように老朽化になって、さびれていくような建物が残っていくというような事業であるんであれば、今からやめたほうがいいと。

幾らいろんな人の計画の中で、そういう事業の話が来たにしても、この町に本当に適したものであるかということをよくよく精査して、吟味して取り入れるべきであろうと私は思っています。それはよりは、もっともっと違う方向で、もっと使われてないというのが立戸にもありますよ、あちこちありますよ。学校であったり、何とか。そういう公共物も使用されてないようなところもあるわけですし、当然立地条件というのがありますからね。金山谷のほうでは難しいけれども、真田だったら交通の要衝がいいというような、場所的なものも当然あるわけなんですけども、ただ安易なですね、そういう情報があるからというんで、即乗ってやるというのは、慎重に期して、この町の発展性につながる事業を十分吟味して選択してほしいということを申し添えまして、町長、一言、私はこうですよということがありましたら。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　いろいろな形で御助言をいただきまして、ありがとうございました。

まずは、国スポについてでございます。先ほど申し上げたとおりでございますが、２月の中旬に中央競技団体がおいでになられて、いろいろな説明をしていただいて、現地を見ていただくということでございます。私の出番はどうもないようでございますけど。ただ、先ほど申し上げましたが、今回の国スポについてはテーマが幾つかあって、その一つが環境に配慮をしたコンパク

トな大会です。

丸山知事も以前知事会の全国知事会で、今回の国スポ、全スポについて少し苦言も呈されて、それに同調する全国の知事の方がたくさんいらっしゃいました。要するに相当の経費がかかるということでございます。

ですから、やはり私は今あるもので、許容範囲の中で収まるんであれば、現状の施設、設備をしっかり活用していただいて、国スポあるいは全スポができるように、私は中央競技団体の皆さんには、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

昭和５７年の島根国体のくにびき国体のときには、山岳競技で当時ありましたから、ハード的なものは残っておりません。今考えてみれば、それが本当によかったかなと。あのまま残っておれば、例えば体育館を造るとか、本当にランニングコストがかかってくるわけでございますので、そうした意味では山岳競技という選択肢は、私はよかったかなと思っております。

そういうことで考えれば、今あるこの社会資源を十分活用してできるような国スポにしていただきたい。中央競技団体にも考えていただきたいなというふうに思っております。

特に、今、お聞きをしますと、吉賀町では、国スポの３日間で７試合というふうに聞いております。７試合ということになると、どういった運営になるか分かりませんけど、１日に２試合ないし３試合、そんな程度でしょうか。であれば、なおさらのこと効率的な運営をしていただきたいなと思っております。

後段のまちの駅でございます。御指摘のとおりでございます。高津川てらすの皆さん本当に今頑張っていただいておりますが、これやはり官民連携でしっかりフォローしながら、一緒になって取り組んでいきたいというふうに思っております。

集落支援の方もいろんなことに今取り組んでいただいておりますので、これからも行政も手を携えて頑張っていきたいというふうに考えております。

**○議長（安永　友行）**　５番、河村由美子議員。

**○議員（５番　河村由美子）**　終わります。

**○議長（安永　友行）**　以上で、４番目の通告者、５番、河村由美子議員の質問は終わりました。

ここで５分間休憩します。

午後２時01分休憩

……

午後２時09分再開

**○議長（安永　友行）**　それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

５番目の通告者、１０番、中田議員の発言を許します。１０番、中田議員。

**○議員（１０番　中田　　元）**　１０番、中田でございます。よろしくお願いします。町営住宅事

情についてということで、１問ほど質問させていただきます。

町営住宅についてということで、吉賀町には、私ネットで見ましたけれども、これは令和５年の４月１日現在の数字でございます。ちょっと古うございますが、制度や目的によって定められた特定優良賃貸住宅、定住促進住宅、公社賃貸住宅など町営住宅が合計２１８戸あるというように掲載されておりました。これらの住宅について、広報よしかのお知らせ版１１月号を見て私は気になりました。これは今、下から持って上がったものですが、このお知らせ版でございます。

これを見ますと、空き家が大変多いことが気になりました。そのことで質問したいと思います。

住宅の申込受付欄を見ると、２１８戸の住宅がありまして、２２戸が募集してありました。そこで質問ですが、町営住宅の２１８戸のうち２２戸、約１１％が空き家状態ということですが、これは町として１割の空き家があることは問題視されていないのかどうか。なぜ１１％もの空き家があるのか。今までの経緯とともに理由をお聞かせください。

というのが、今、時期的に９月、１０月、特に転勤とかそういう時期でない時に１割ちょっとの空き家があるということで、こういう質問をしておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　それでは、中田議員の町営住宅事情についてということで、まず前段の１１％の空き家があるということの経緯と理由についてでございます。

吉賀町では、最新の情報で申し上げますと、本年、令和６年１１月の現在で申し上げますと、公営住宅につきましては５８棟の１３２戸、特定優良賃貸住宅は１２棟で１９戸、定住促進住宅は９棟で５３戸、および島根県住宅供給公社所有の公社賃貸住宅は３棟で１８戸、合計で申し上げますと２２２戸を管理をしております。

また、現在募集をしている空き家でございますが、空き家の数で言いますと２３戸であります。内訳としては、公営住宅が１６戸、特定優良賃貸住宅が、これはゼロでございます。定住促進住宅は６戸、さらに、公社賃貸住宅は１戸というふうになっております。

空き家が多い理由につきましては、全てについて担当課でも正確に理由を把握しておりませんが、令和２年と令和５年において、退去者が増加傾向にあったものです。このうち、令和５年につきましては、病院の関係がございますので、病院関係者の方々の転出が多かった、これも一因ではないかというふうに推測をしているところでございます。

また、空き家の数が多い公営住宅でございますが、これは住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸する住宅でありまして、所得制限が設けられております。そのために、入居を希望しても、その制限にかかって、結果的に入居できないということがあるわけでございましたので、そうしたことも、この空き家が多い、現状においては多いという一因ではないかというふうに考えているところでございます。

**○議長（安永　友行）**　１０番、中田議員。

**○議員（１０番　中田　　元）**　今、町長言われましたように、いろいろ家賃の問題もありましょうし、それから場所的な問題もあるかと思います。ただ、この２３戸の空き家を一番いっぱいになっておらねばならない時期でもあるということは、維持管理がどのぐらいかかるかは分かりませんけれども、それにしても、せっかく作ったものを空き家にしておくということは、大変無駄ではないかと思います。これを、今、もう１２月になっておりますけれども、今から４月になってくるということは、また異動もありますので、増えるか減るかというのはわかりませんが、今後この空き室を、今現在２３戸、４月までとすると３か月余りですが、これを何とか満室にしようとか、そういうふうなお考えはあるかないかということですが、いかがでしょうか。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　満室にする意向かどうかということで申し上げますと、満室にしたいので公募しているということでございますから、その意向は当然あるわけであります。今、２２２戸のうち２３戸が空いているということですが、１０％、１割近いところが空いているということでありますから、これを公募、当然しながら、そのニーズに応じていかなければならないというふうに考えております。

ただ、建築年度のことであったり、それから環境の部分、こうしたことも精査をしながら、やはり、公共の施設でございますので、どれだけのものが本当に必要なのか、そうしたこともしっかり整理をさせていただいて、これからのことも、少し将来的なことも展望を入れながら考えていかなければならないというふうに考えております。

ただ、入居条件の家賃の設定で、一定の所得のラインがあるわけですが、私も具体のことは存じ上げておりませんが、一般的には建築をした経費から割り込んでずっときて、それによってこの家賃が決まるという、それによって所得の制限がかかってくるということでございますので、制度的なところは、なかなかクリアできない部分があろうかと思いますが、物件として本当にこれだけの数がどうなのかということは、担当課の方でも精査をしていく必要があろうというのは認識をしております。

**○議長（安永　友行）**　１０番、中田議員。

**○議員（１０番　中田　　元）**　この住宅のいろいろ、今町長が言われますように、所得制限で高いところは５万８，０００円とか６万円近いお金、それから、３万５，０００円とか、一番安いのがどこだったかな、３万円ぐらいだったかと思いますが、やはり、本当に住宅がなかったら、この住宅、高くても入るかもしれませんが、できれば、昔建った、これ昭和５０年ごろ建ったような住宅も３万５，０００円とかありますけれども、その辺のところは、やはり、補助金をもらっている関係で安くしてはいけないのかも分かりませんが、その辺の家賃のことも、少しは考えて

あげるほうが、町民の方が、Ｕターンにしても Ｉターンにしても入りやすい住宅事情になるんではないかなというふうな気もします。

もし、そういうことができれば、あとまた最後にそういうことが出ますので、考えていただけたらなというふうに思います。

それから、同じ住宅ですけど、これは、私が住民からの情報ということでお手元にあるかと思いますが、沢田団地で１戸が長期にわたって募集が行われていないということで、近所の方から税金の無駄遣いではないかということで、本人さんも、税務住民課のほうだろうと思うんですが、役場へ行って意見を聞きに行ったんだが、大した回答もいただけなかったというようなことがありまして、私のほうに議員さんも見に来てくださいというようなことがありました。私もその人とその住宅を見に行った次第でありますが、その住宅は町道のすぐそばにありまして、窓にはカーテンもありませんし、窓ガラスなので中がよく見えております。何年も誰も入っていないということで、畳は日に焼けてもったいないなと、私も痛感したようなことでございます。

私が見よると、また近所の方が通りかかって、その方も、ここはこの住宅を建ててから何年も家に入ったことはないんだよというようなことを言って、苦言というか、税金の無駄遣いするのよというようなことを言っておられました。

そういうふうなことで、住民は積極的に役場にどんどん言ってこられる方は少ないかも分かりませんが、やはり、行政がやることというのは住民がよく見ておられるなということを思いました。

そういうことで、私もせっかくその現場を見に行っておりますし、住民からの声もありましたので、この１戸、何年も、造ってから一度も入ったことがないというような、なぜ募集しないのかというようなところをお聞きしたいと思います。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　通告にもありますが、まず申し上げておきたいのは、そうしたことを気になった住民の方が役場に行って意見を言ったけど何の回答も得られなかった、事の状況がはっきり分かりませんが、仮にこうした対応を役場の職員がしたのであれば、これは大変申し訳なく思っております。どういった対応であったのか、窓口の対応であったと思いますが、対応の仕方がどうであったのか、そこは失礼のないようにしっかり丁寧に対応しなければならないということでありますので、もしそうしたことが事実であれば、これはこれからのことをしっかり、これは税務住民課になりますけど、税務住民課に限らず、全庁全課でしっかりした対応をしていく必要があろうかと思います。まずそのことを申し上げておきたいと思います。

それから、沢田団地の件でございます。沢田団地の１戸が長期にわたって募集が行われていないことに御質問でございますが、結論から申し上げますと、この住宅には入居者がおられます。

個々具体の状況につきましては、個人情報等もございますので、この場で申し上げることはできないわけでございますが、沢田団地には空き家はないということでございます。カーテンがなく、また道路に面していることから空き家と思われたのではないかというふうに推測をしているところでございます。

**○議長（安永　友行）**　１０番、中田議員。

**○議員（１０番　中田　　元）**　空き家がないということで、私もそれ以上、聞くことはなかなか難しいわけですが、できれば、もし空き家がない、誰かが借りとって入金もしてある、それから、役場のほうにもお金が入っているということになれば、外から見えないように、役場、役場というか、税務住民課のほうで戸を閉めるとか、外から見えないようにしておくとかというほうが、これは私の意見ですが、そういうふうに入っておられる方がどなたか、空き家ということではないということですので、何か対策をしてあげた方が、今、私もそう思ったし、あそこを通られる方が何か思われるので、その辺のことも何か配慮してあげたらいいんじゃないかと思います。これは私一人の意見でございますので、あとは町の方で考えていただけたらなと思います。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　御助言いただきまして、ありがとうございました。町営住宅の管理につきましては、御案内かと思いますが、吉賀町営住宅条例というのがあります。こうした場合には、吉賀町営住宅が明け渡しを請求することができるということで、たくさんあります。入居しておられる方が不正の行為によって入居したとき、それから家賃を３か月以上滞納したとき、それから町営住宅、いわゆる物件についての故意に棄損をしたとき、それから法令で規定をしたものに違反をしたとき、それから町が行います立ち入り検査を拒んだとき、あるいはその町の住宅の借り入れ期間が満了したとき、こうした要件があるわけです。こうしたことに該当すれば、退去、明け渡しをしていただくということがございます。

今回の場合はそうした事案ではございませんので、明け渡しどうこうということはございませんが、ただ、これはやはり公共の施設でありますから、仮にカーテンがなければ、太陽が差し込んで、日が差し込んで、畳とかそこが焼けようということはあります。これはやはり施設の管理上の問題として、担当課のほうからその入居をしておられる、許可をしておられる方に御一報して、そうしたことに御配慮いただきたいということをお伝えすることはできようかと思いますので、今回こうしたことで御指摘もございましたので、担当課のほうで、担当者のほうで、できる限りの対応はさせていただきたいなと思っております。

**○議長（安永　友行）**　１０番、中田議員。

**○議員（１０番　中田　　元）**　それでは、続いてもう一件、これは町営住宅というか、教員住宅の件でございますが、町内の教員住宅の利用状況についてお聞きをしたいと思います。

沢田の住宅にも教員住宅があります。それから先日、私は町内の教員住宅が全部どこにあるかということを把握しておりませんが、久保田にもある樋口にもあるということは、旧六日市のことですが、朝倉のほうにもあるということを聞いておりますけど、全部は分かっておりませんので、先日、樋口の方に上がってみました。

そうすると、小学校の樋口側、１０何戸あるのかな、たくさん住宅の空き家がありました。ちょっと近所の方とお話ししましたけど、十二、三戸あるんじゃないですかね、皆空いているよという話で、私も、ガスボンベが２軒ぐらいは置いてあったところもあったんですが、それも人というか先生が入ったような形跡もありませんし、何で置いてあるのかなというふうな感じでいましたけれども、この教員住宅も、以前も聞いたことがありますが、先生方が住宅を利用されずに、益田とか近辺の市町村から通勤しておられる方が多いとお聞きしております。

住宅は、人が住まないと急速に劣化するのは周知の事実でございますので、町長にお聞きしますが、教員住宅の現在の利用状況というものをお聞かせ願えたらと思います。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　それでは、教員住宅の利用状況ということについて答弁させていただきます。

教員住宅の入居状況についてでございますが、町内には教員住宅が、地区別に申し上げますと、蔵木に２戸、六日市、これは久保田でございますが、ここへ５戸、それから沢田に４戸、朝倉に１戸、柿木に１０戸の合計で２２戸ございます。令和６年度の入居戸数は１１戸で、率にして入居率は５０％、半分ということでございます。

併せて、近年の状況を申し上げますと、令和５年度が１５戸の６８％、令和３年度と４年度がいずれも１７戸の７７％、令和２年度が１５戸で６８％、そして今から７年前の平成２９年度におきましては、全ての教員住宅に入居がございました。１００％の入居率となっておりました。

それから平成２７年ごろには教員住宅が不足するということから、分遣所住宅への入居も一時期あったということでございます。

また、建物の状態を申し上げますと、地区５０年を経過したものが２戸、汲み取り式トイレのものが２戸ございまして、これらにつきましては敬遠されがちのようでございます。それから、新しいものでも、平成１５年に建築されたもので２１年が経過をしております。ちなみに築５０年未満の内訳で申し上げますと、築４０年以上は４戸、３０年以上が１２戸、２０年以上が４戸、こういった状況でございます。とりあえず、そうした現状でございます。

それから、蔵木の住宅の話がございまして、１０数戸あるということで申し上げましたが、今、申し上げましたように、蔵木地区につきましては教員住宅としては２戸でございますので、それ以外のことについては、多分、企画課の関係のお試し住宅ではないかと思っておりますので、そ

の状況を少し担当の深川課長の方から申し上げたいと思います。

**○議長（安永　友行）**　深川企画課長。

**○企画課長（深川　竜也）**　それでは、ちょうど蔵木燃料から入るところの住宅だと思いますが、吉賀町の移住体験滞在施設ということで、旧教員住宅なんですが、今、そちらは移住者用の住宅ということで企画課が管理をしております。先ほど、町長も申し上げましたように、蔵木のところが６戸あります。道路沿いに１つと、それから縦道、小学校の体育館に入るところに二戸一のような建物が１棟、また奥の方に２棟、都合６棟ほどあるんですけれども、６棟というか６戸分あります。

入居の状況ですけれども、老朽化が進んでいるというようなところがあって、なかなか修繕をしても追いつかないということで、今、実際入居者はおられません。主には柿木の方にもう３戸あるんですけれども、そちらに大体住まわれているというような状況です。最近というか直近というと、いつまでおられたかというのはぱっと出てこない、二、三年くらい前までは１軒入られていたと思うんですけれども、それ以降はたしかいなかったんじゃないかなというふうに記憶をしております。

以上です。

**○議長（安永　友行）**　１０番、中田議員。

**○議員（１０番　中田　　元）**　私が今の樋口の方に行って話を聞くのに、その近所の方も結局、私も分かりませんが、近所の方も教員住宅か何の住宅かは実際には分かっていないということだろうと思います。いずれにしても、この樋口にしても１２戸も空いているというようなことで、見ると、中はのぞいてみられませんけど、障子が破れたり、玄関の周りも草ぼうぼう。それから近所の方も言われておりましたが、空き家があると気持ち悪いというようなことも言われておりましたので、何とか処分というのもあれかもしれませんが、私はこの住宅を教員住宅と思っておりましたので、教員住宅であれば補助金で、どれも補助金だろうと思いますが、その名目を変えて、Ｉターンとかそういうふうな方に払い下げというか、あそこのトイレがどういうふうな形か分かりませんが、そういうふうなものにしたらいいんじゃないかなと思って、見て帰ったわけですが、この辺のことはいかがなものかと。

それともう一点、先ほど、沢田の住宅等は、入居は全部済んでいるということでございますが、樋口でもいいんですが、山間部のほうに、例えば独居の方とか体の不自由の方がおられる場合には、そういうふうなところを最初に言ったような、町なかでないので難しいかもしれませんけど、コンパクトシティという言葉もありますが、そういうふうな、ある程度まとまったところにおられるような使い方ですね。払い下げでも１００万円も２００万円もといったら入り手はおらんと思いますけれども、どっちみち置いておくと町が解体費用とか皆見て壊さないといけないような

状況になるかと思いますので、その辺のことも何か考えられたらどうかと思いますが、その辺、町長、何かいい考えがあればですね。

それと、もし私が言うようなＩターンとか、そういうふうな方にでも払い下げるというようなことにすると、先日、私も住宅を見に上がったときに、農家の方と立ち話をしたんですが、樋口は畑が大変多いです。今の住宅からちょっと奥、大庭議員さん方の近所なんですけれども、大変荒地が多いようなことなんで、そういうふうな畑も、全部この辺荒れてしまうからと、豆を作られていたんですが、今年で終わりじゃということ言われたんですが、本当、そういうふうなところを、住宅とセットにして、もし貸してもらえるものならそういうふうなことも考えてやると、先ほど、５番議員さんも言っておられましたが、人口減少が、少子高齢化で少ないことは誰もが分かっていることですので、そういうふうなものを何とか考えて、住宅を腐らかすよりも、企画課あるいは税務住民課のほうでその辺のことをしっかり考えられたらいかがかなと思います。町長、いかがでしょうか。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　通告にもありますが、先ほど申し上げたようなことで、とりわけ教員住宅については現状は５０％入居率ということで、非常に利用の状況が低いということがございますので、これに対しての考え方を少し、まず申し上げておきたいと思います。

現在では通勤をされる教職員が大変多くいらっしゃるということで、主に松江や出雲などの遠方から赴任される方が入居をされているのではないかと思っておりまして、年度によって状況が違っているといった状況がございます。

御存じのように、教職員につきましては、転任が非常に多い職場でございまして、異動内示から転居までの期間が非常に短く、電話による問い合わせでいわゆる内見、中を見ずに入居を決定される方も非常に多くて、年度末の１週間程度の中で前の入居者の方が退居し、そして新しい方が入居するといったような状況でございます。

建物は当然使わないと劣化が早まるということでございます。議員の言われますように、できる限り空室、空き室のないほうが建物にとっても有益でございますので、年によって状況が違うことや、それから短期間で住居を確保しなければならないということを考えれば、やはり、ニーズに対しても一杯一杯というよりは、少し余裕を持っておかざるを得ないという事情があるということは、御理解をいただきたいと思います。

今後につきましては、入居の状況や民間住宅の空き状況など様子を見ながら、教員住宅数の減少なども当然でございますが、検討していかなければならないかというふうに思っております。

公営住宅もそうですし、教員住宅も、私の覚えでは、以前は公立学校共済組合のほうからお金を借り入れをして、それで建ったのが旧六日市町のほとんどだったと思います。おそらく柿木も

そうだったと思いますが、そういたしますと、そうした国の補助金の適正確保の問題であったり、今の融資を受けた、それの返済のことであったり、一定のしばりがある可能性も当然ありますので、そこはまず整理をさせていただいた上でということで申し上げたいわけでありますが、やはり、公営住宅、町営住宅であったり教員住宅のことについては、今、言ったような状況もありますので、これから、やはりその処分といいますか、一定の方向性を作っていかなければならないというふうに思っております。

その方法は払い下げといいますか、競り売りであったり、いろいろ無償の譲渡であったり、あろうかと思いますが、今、この現状の中でどれだけのものを、まず確保しておけばいいかということをまず整理をした上で、残ったところをどうしていくかというような議論をしていかざるを得ないかなというふうに思っております。

その上で、譲渡をする以外の上で、いわゆる町の資産として抱えながらどういうふうな対応をしていくかということで考えれば、やはり今、御提案になったような、季節的な冬場だけの移住であったり、それがコンパクトシティですね、そうしたことは当然想定をされます。

それから、以前の定例会のときに、耕作放棄地の対策の中で、田畑を必要とされる、Ｉターン、Ｕターンの方もいらっしゃるということでございましたので、今、企画課の方では、空き家物件と同じような形で空き土地の情報もホームページにぶら下げておりますので、そうしたこととセットで、公営住宅であったり、教員住宅であったりを民間の方へ譲渡なりをするという方法も当然考えられますので、そういたしますと、関係するのは企画課であったり税務住民課であったり、いわゆる教育委員会であったり関係部署がございますので、これから公共施設のあり方という観点からも、今、御提案にもあったような内容については、これから検討していくべき課題だろうというふうに考えております。

**○議長（安永　友行）**　１０番、中田議員。

**○議員（１０番　中田　　元）**　いろいろ申しましたが、今、町長言われたように、住宅を、せっかく造ったものを荒らしておいて、何回も言いますが、税金の無駄遣いという、結果的に解いてしまうということは無駄遣いになると思いますので、今、町長が最後、言われましたが、何とかＩターンの方でも、安くても１０年でも１５年でも使える家だと思いますので、住宅を誰かに貸与すると言えども、トイレも昔流のポッチャン式ではだめかもしれませんが、少しの経費はかかるかもわかりませんが、その辺のことをしっかりＰＲして、人口増につなげる方策というのをぜひ考えていただけたらということをお願いしまして、私の質問を終わります。

**○議長（安永　友行）**　以上で、５番目の通告者、１０番、中田議員の質問は終わりました。

ここで５分間休憩します。

午後２時43分休憩

……

午後２時52分再開

**○議長（安永　友行）**　それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

６番目の通告者、１１番、庭田議員の発言を許します。１１番、庭田議員。

**○議員（１１番　庭田　英明）**　２点通告してありますので、よろしくお願いします。

まず最初に、先ほどの住宅の件でも出ましたが、公共施設の管理の見直しということで通告してあります。

まず最初に、令和５年度に公共施設に費やした指定管理料、改修費、備品の購入など、総額をまずお答えいただきたいと思います。一般質問で、この程度の質問をしたらあまりよくないというのは、分かっておるわけですけど、全員がその金額を共有するということで質問したいと思いますので、お願いします。金額だけでよろしいです。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　それでは、庭田議員１点目の公共施設管理の見直しをということで、現在の指定管理施設に係るコスト、経費のことでございます。これは、後ほど申し上げますが、当然、決算書等でお示しをして、皆様のほうでは事務報告書と合わせて照合していただいている内容かと思いますが、改めて申し上げておきたいと思います。端的に金額だけということですので、金額だけ申し上げておきたいと思います。

現在の指定管理施設の状況でございますが、令和５年度からは、御案内のとおり、令和６年の３月から、よしか病院、それから介護医療院、医療介護従事者住宅も加わったということでございまして、例年よりは、少し特異的な状況があったということは、まずお含みおきをいただきたいと思います。

その上でございますが、そうしたことも含めまして、指定管理施設に要した費用として、主なものといたしましては、全体として指定管理料は９，９００万円、工事請負費が８，６００万円、指定管理者交付金が６，１００万円、それから備品購入費は１，５００万円、修繕料は１，１００万円、指定管理施設等のこれに係る光熱水費の高騰対策の補助金を出しておりますが、これが９００万円、さらに補償費もございましたので６００万円、そして、設計管理・調査分析委託料が５００万円というふうになっておりまして、総額で申し上げますと３億８００万円という状況でございます。

**○議長（安永　友行）**　１１番、庭田議員。

**○議員（１１番　庭田　英明）**　最近、一昨年ですか、町単の補助金の平均ではありますが、５％のカットがなされました。とかく最近耳にするのは、町に金がないという、主に職員さんの言葉であります。これは誰の責任かと言いますと、町民に予算の編成も執行権もないわけであります

ので、当然、行政側、そしてそれを認めた議会側にあるわけであります。

そこで私は、特異な年度であったとはいえ、この今の指定管理者制度を続けていく限り、建物は老朽化する、当然、修繕費がかかってくるわけでありますので、ここらあたりで今の制度を抜本的に見直す必要があると考えております。

そこで、午前中も出ましたが、１０３万円の壁で、これが上限がどこまでいくか分かりませんけど、今の国民民主の主張の金額でいくと、国全体で税金分で４兆円、交付税分で１兆円、計５兆円の収入源になる。そして、当町では、８，８００万円の収入減になるというお答えもありましたので、ぜひこのあたりで、いつまでもこの現行の制度に固執する必要はない、思い切った対策を打つべきだと思っております。

そこで、今の修繕費、指定管理料を行政から切り離す政策をするべきだと思います。そこで一つは、大規模改修をした上で、しっかりとした改修をして、民への譲渡を進めていくべきだと考えております。それが第一の条件。

そして２番目は、それができないのであれば、施設の管理と営業権を分離した制度を取り入れるべきだと考えております。これは、いい例が、以前も話したことがあると思うんですけど、星野リゾートは、営業権と不動産部分を切り離しているわけです。そうすることによって、ホテル事業に集中できる、そして、その売上げの中から管理部門を担っている会社に管理料を渡す、そういう仕組みを作らないと、なかなか今みたいに、管理料は出す、修繕費は出す、そういうことでは、受けるほう、民の力を十分に発揮できるというシステムではないわけですよ、これは。今の現行の管理者制度は。

むしろ、民の力を発揮して営業成績を上げたところは、管理料は減らされるわけでしょう。そうすると、誰もそんなに本気で、その事業に力を入れないわけですよ。だから、これは、この指定管理者制度がいつできたかは、ちょっと思い出せませんけど、もうこういう制度は昔の制度です。経済が上向いたときの制度ですよ、これは。民の力を活用してというきれいごとを言っていますけど、今は全く機能していない。だから見直すべきだと思いますけど、いかがですか。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　まず、民への譲渡を進めていくべきであるということについてお答えをしたいと思います。

当然、その前提としては、行政として責任の持てる改修を行って、民間への譲渡を進めるべきという、こういったお話でございます。現在、吉賀町にあります公共施設でございますが、築３０年以上経過したものが施設全体で５０％を超えておりまして、新耐震基準が施行された昭和５６年の５月以前に整備された施設も多く、施設の修繕費用に合わせ、耐震性能の確保費用も必要でありまして、早急な譲渡に向けての改修費用の捻出が難しい状況にあります。

今後も、それぞれの施設について、売却や解体等も合わせて検討を行ってまいりたいと思っております。議員のほうから御指摘のあった、以前からあるわけでございますが、そうしたことも含めて、これからも対応していかなければならないかというふうに思っております。

今まで何も吉賀町がしてこなかったかというと、決してそうではございません。解体、スクラップということで申し上げますと、地区の集会所であったり、それから町営住宅についても、そうした対応をしておりますし、それから譲渡で申し上げますと、柿木にあります旧柿木中学校の校舎、こちらも民間のほうへ譲渡をさせていただきましたし、集会所についても、やはり同じように譲渡をさせていただいた物件もございます。

それから、貸付のことで申し上げますと、六日市医療サービスから譲渡を受けたアパートの物件について、今回、誘致企業ということもございますので、ヨシワ工業様のほうへ、議決をいただいて譲渡をさせていただきました。ということで、大なり小なりはありますが、そうした形で今検討もさせていただいておるところでございます。

それから、続いて、その施設の管理と営業権を分離をしてということでございます。方法論としては、あろうかというふうに思っております。既存の指定管理者制度のもとで民間の力を十分に活用していただいているというふうに、現在、私は思っております。制度の見直しによりまして、民間事業者が応募しやすい環境をつくって、さらなる民間事業者の力を最大限発揮できるように検討を行ってまいりたいと私も思っております。その中の一つの手法ということで御提案をいただいたものであろうというふうに認識をしておるところでございます。

それで、公のこの施設の管理ということで申し上げれば、まず方法とすれば、直営であるか指定管理であるか、それから新しい手法として、旧六日市学園、今、「高津川てらす」でございますが、地域再生推進法人というところに、その運営を任すと、これも新たな手法として、県下では、まず１号ということで、スタートをさせていただいたところでございます。

指定管理者制度につきましては、ちょうど吉賀町が合併をした最中ぐらい、その前後ぐらいにできた制度でございまして、それから、その方法を踏襲しているということでございます。

これは、なかなか難しい問題もあるわけでございますが、いずれにしても、現状からすれば、直営か、指定管理か、あるいは新しい手法の地域再生推進法人という形で公の施設の管理をしていかざるを得ないという状況が、現状においては、あるということは御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、施設のスクラップとか、再編のことにつきましては、後ほどあろうかと思いますが、その既定の指定管理者制度の下で民間の力を十分に活用していただけるというふうに私は思っております。先ほど申し上げたとおりでございますが、施設の管理と経営権を切り離して云々ということで申し上げます。一般的に鉄道とか、そうした上下分離方式がございますが、そうしたと

ころを、幾らかイメージするものではないかというふうに思っております。これが公共施設のところで法的に可能かどうかということは、少し勉強してみたいなというふうに思っておりますが、そうしたことが可能であれば、新しい手法としてできるかなというふうに思っております。

それから大きい都市でよく行っておりますのは、公共施設の集客施設に、いわゆる命名権を与えて、そこで管理をしていただく。通称の名前を、冠を作って、そこに管理をしていただくような方法もあるようでございますので、あらゆる手法を駆使して、これからの公共施設の管理をしていきたいなと思っております。

**○議長（安永　友行）**　１１番、庭田議員。

**○議員（１１番　庭田　英明）**　いろいろな御答弁がありましたけど、やはりそれだけのことを把握されておるわけですので、そこをきちっと今の吉賀町の財政負担を減して、なおかつ効果が上がる、そういう方法を、「検討します」じゃなくて模索するべきですよ、今の時期に。

ほかの方の一般質問を聞いていましても、今すぐやるとか、そういう答弁は全くなくて、「検討します」とか、その言葉遊びみたいなことで終わっておるわけですよね。それじゃ、この一般質問の意味がないわけでありますので、ぜひ町長、今言われたように、旧柿木中学校、これ民間に譲渡しましたよね。民間に譲渡して町の負担はなくなりました。そして、全部は申し上げませんけど、ここを運営されておる方が、いろいろな人脈を築きながら今やっておられるわけですよ。

先般も、前も御紹介しましたけど、デンマークアカデミーとか、成蹊高校とか、いろいろな事例を申しましたけど、先般も、あそこに入っているお茶を加工するある人のところに、町長、時間が空いてなくて会えなかったわけですけど、スウェーデンからお茶の買い付けに来ましたよ。そのついでじゃないんですけど、今の柿木でモンペを作っておられる方の工場にも行きました。

何を言いたいかと言いますと、民間の力を活用すれば、行政負担が要らずに、こうやって交流人口とか、いろいろな幅広い吉賀町のプラスになることができるわけですよね。それは、今計画しています高津川てらすも同じと思うんですよ。その辺のところをきちっと。それは官は何と言いますか、運用、これは専門ですよね。それは、かなう者はいないと思います。制度の運用とかいうのはですね。しかし、民の経営とか、そういうところには疎いわけですよ、大変失礼な言い方かも分かりませんけど。だから、私はこういう施設は、官から離して民に任す、そういう制度にするべきだということを、私の持論ですが、言っておるわけであります。

今、柿木中学校のことを申しましたけど、旧蔵木中学校も、ああやって住民の皆さんが計画を立てて進んでいると思いますけど、ここなんかも最初から指定管理に出すというのではなくて、どうしたら民間の方を呼び込んで、ここを運用できるか、運営できるか、そのことをしっかり考えないと、これからよしか病院、利用料金代行制の制度を取るわけですので、これはどっちに転ぶか分かりませんよ。その辺のところで、蔵木中学校に関しても、ぜひそういうことを念頭に置

きながら、制度の組み立てをしていくべきだと思っております。

周防大島町なんですが、ここで、廃校になった５校を活用しながら、これは、ぜひ調べてみてください。いろいろな企業が、そこに進出して活動をしています。だから、行政の姿勢、こういう運用の仕方でやりたいという姿勢をきちっと出してやるべきだと思います。この大島町の学校の活用というのは、多分、参考になると思います。民間を入れて、１０年間ほど家賃をただにするという行政側の条件はあるわけですけど、それにしても、こうやって結構な会社が進出をして、そこを活用しているという事例もありますので、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

次に、施設のスクラップと再編は計画的にされているのかということをお聞きしたいと思います。先ほども少しお話がありましたが、例えば、集会所、当時は地域の住民の方が、ぜひ必要だということで要請を受けて建てたわけですけど、今どれだけ活用されていますか。

これは指定管理と言っても管理料を出していないので、大したことはないかも分かりませんけど、先ほど住宅の件もありました。活用されていないところを、いつまでも行政が持っている必要はない。これを活用する必要があるんですよ。それは住民の皆さんの意向があるので、行政から一方的に取り上げるということは、それはできないわけですけど、そこは対話によって、今からますます老朽化していく、そういう建物を、人口がだんだん減っていく集落に残して維持できるのかという対話は、ぜひ進めていくべきだと思っております。

そこで、合意形成できれば、これは住宅として使えるかも分かりません。維持費と言いますか、話せば、それは無償でもいいんですよ。この柿木中学校を無償で譲渡したいようなことでも。とにかく、これだけどんどんどんどん住民の要望は膨らんでくる、多分、人口も減るので交付税も減ってくる。そういう中での財政のやりくりというのは、町が持っている荷物をどれだけ減らすかということですよ。

ぜひそこのところも、今総額で３億８００万円と言いましたけど、決して少ない額じゃないですよ、町の予算からしたら。これを毎年毎年１０年も２０年も続けること自体が行政の怠慢ですよ、これは。スクラップ再編、どう考えられますか。集会所も、拠点の集会所をつくって自治会館の機能を持たせようと提案もありましたよ。それが地域でどれだけ話されて、そういう方向に行っていますか。やっぱり住民自治を声高らかに掲げるなら、そこの辺のところもやるべきだと思いますが、いかがですか。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　まず申し上げておきますが、答弁が、私は言葉尻を決して取る気はないんですけど、「検討」とかいう言葉が多いという話なんですが、実際、検討するわけですよ。ほかの議員さんのところでありますから答弁しますけど、決してここで答弁をしたことを「検討」という言葉で置いておるつもりは、さらさらございません。それは私も含めてですが、こちらに座

っております管理職全員でございます。

ですから、答弁要旨を一緒につくって、これは私が言いますけど、それはそれぞれで持ち帰るわけです。この質疑は。その上で一般質問の質疑を、これからの町政にどう生かしていくかということでやっているわけですから、決して、安易に「検討」という言葉を使っているつもりは、さらさらございませんので、そこは、ぜひ御理解をいただきたいと思います。行政用語で検討ということが非常に多いというのは、それは私も否定はいたしませんが、そういう意味で使っている気持ちはございません。まず申し上げておきたいと思います。

それから、施設のスクラップと再編についてでございます。集会所、それから町営住宅の解体、譲渡を行って、一例を申し上げますと、旧七日市公民館を解体をして、お隣の、道路の対面にあります林業総合センターの建物に、その機能を集約をしたということがございまして、その後は、もともとあった七日市の公民館を解体して、駐車場の整備をさせていただいたということでございますので、やはりその施設のスクラップ、改修等をしながら、施設の有効活用を、利活用を図っているということでございます。

それから活用している、活用していない、あるいは活用が少ない集会所のお話がございました。当然そうしたこともありますが、そもそもで申し上げますと、地区の集会所は、やはり地元の皆さんの要望によって、町が土地を準備をしたり建設もして整備をさせていただいた物件でございますので、我々が客観的に、今現状がこうだからということで住民の皆さん、地域の皆さん、自治会のほうへ、そうしたお話を持っていくのは、やはりいかがなものかというふうに思っております。

今回も、最近のところで、やはり自治会を解散するとか、そうしたことが、もう実際問題として起きておりますが、そうした御意見をやはり伺った上で、自治組織をどうするか、自治集会所、分館も含めてでございますが、集会所をどうしていくかということについては検討していくのが、やはり物の筋だというふうに思っております。

それから基幹集会所をつくって、自治会館と同じような機能を持たすということが、当然、我々のほうとしては準備をさせていただいております。これもあくまで、行政主導ではなくて、自治会のほうの御意向に沿って、そうした御意向があれば、我々行政も入って、そうした方向についてのお話もさせていただきましょうと、こういうことでございますので、その上で、やはり地区集会所は、もうお返しをします、返上しますということになれば、今議員のほうからお話のあったようなことを、当然、対応していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

**○議長（安永　友行）**　１１番、庭田議員。

**○議員（１１番　庭田　英明）**　売り言葉に買い言葉で答弁するわけじゃないんですけど、まさに

検討されておるのは重々分かっていますよ。検討して結果が出て何ぼですよ。だから、結果が出ないというのは、我々と言ったら皆さんに失礼ですけど、私の提案なり質問が生かされていないと取るわけです。だから、検討だけじゃ困るというのを言うとるわけであります。

それと、今の集会所の件も、私は、だから行政が押しつけるんじゃなくて、そういう地域と行政との話し合いを持つべきじゃないかというのを提案したわけです。ですから、そこのところは誤解のないようにお願いしたいと思います。

それでは、指定管理については最後の質問になります。指定管理の公募の際の行政の責任、これがきちっとできているかということをお聞きしておきたいと思います。

まず最初に、老朽化した箇所の十分な改修、そして、それが終わった上での情報の公開、例えば、こういうリスクがありますよというようなことは、やはり公募して管理者にきちっと伝えるべきだと思うんです。民間で言いますと、例えば、不動産の売買のときに、そこを隠して売買する、契約する、そういうときは、専門家じゃないから分かりませんけど□□行為ですよ、これは。だから、そういう情報の公開とか改修等は、当然ここを改修しとかんとまずいですよというのは業者さんに聞いたら分かるわけですので、そこの辺のところをきちっとして、管理を受ける民間の者が不利益を被らないようにする、それは行政としての当然の責任だと思います。

それと、今１０万円という、壁じゃないですけど、１０万円以下は、その管理者が支払うという約束事があるわけですけど、これを一律、どの施設にも適用する、それはちょっと違うと私は思います。１０万円以下の管理者の責任というのは、例えば、故意であったり管理不足であったり、例えば、冬の凍結の注意報が出たときに、元栓を締めないで、そのまま放置して水道が破裂した、こういうときは、当然、管理不足で管理者の責任です。しかし、そうではないもろもろの事例があるわけです。

その辺のところを、きちっとなされて公募をかけ、管理者を決められておるのかということをお聞きしておきたいと思います。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　あまりさっきの議論を引きずりたくはないんですけど、やはり私は、執行部もそうなんですけど、ここでいただいた一般質問、それから議案の審議等、議場で全協も含めてですが、議論のあったものは、やはり責任を持って持ち帰らせていただいて、検討というと、あまりよろしくないですが、しっかり精査をさせていただいております。

１１番議員のほうから御提案のあった、こうした席上で御提案のあったことにつきましても、一例を挙げれば、太陽光発電のその事業についても条例化をさせていただきました。本当に１回出したものを、また差し戻して、もう１回提案をさせていただいて、どうにか可決をいただきましたが、そうしたやり取りをしているわけです。結果的に島根県内で初めて、その条例化ができ

たということ。

それから風力発電もそうなんですけど、吉賀町のその方針に対して、今、県庁所在地であります松江市が、それと同じような形を今進めようとしています。まさに議論を大切にさせていただいて真摯に対応しているつもりでございますので、そこは本当に御理解をいただきたいと思います。これ以上、申し上げません。

それから、今発言の中で、「○○行為」という発言がございました。私は、そこは申し上げませんが、決して行政として、そうした行為をしているつもりはございませんので、そこは御理解をいただきたいと思います。

その上でございますが、指定管理者の公募についてでございます。指定管理者制度の更新時には、状況に合わせて方針の見直しを適宜行っております。それぞれの施設の将来の見通しについて、所管する担当課で検討しておりまして、管理者が不利益を被らないように正確な情報を極力示して公募を行っているつもりでございます。

ただ、現状において、そうではない事例も、やはりあるのだろうと思います。このことにつきましては、次回のまた更新の時期があるわけでございますが、事前の担当課レベルでの検討会等でもしっかり精査をさせていただいて、十分配慮をしているということを申し上げておきたいと思います。

**○議長（安永　友行）**　１１番、庭田議員。

**○議員（１１番　庭田　英明）**　ただいまの質問は、まず財政負担の軽減、そして、管理者が不利益を被らない、そういう仕組みづくり、それと職員の皆さんの業務の軽減、その３つを柱にして質問をいたしましたので、ぜひこれは御検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に行きます。実は、カントリーエレベーターの事業の継続、これが打ち切られるんじゃないかというお話を聞きまして、農協にＪＡさんに依頼書を送付しまして御回答いただきました。幾つかあるわけですので、こういう質問をして、何日までに御回答くださいということで御回答いただきましたので、ちょっと読み上げてみます。

カントリーエレベーターを利用している者の倉庫数、面積、令和２、３、４、５、６年度の集荷量、トンでです、それに早急に必要な改修部と、それに伴う費用、そして、これから想定される改修部分と、それに伴う費用。それと施設に対してＪＡの今後の計画と考え方、そして、受益者を抱える行政に対しての支援の考え方、継続するための行政の支援、財政的なこともありましょうし、ソフトの面での利用率を向上させるとか、いろいろな面があると思いますけど、そういうことで質問をいたしました。

まず、経費は、６年度に雨漏りが発生していますので１，７００万円、それから７年度から

１０年度までに9，５９８万8，０００円、１０年度までに約１億円以上の金が必要だということでありまして、先ほど、このたびの一般会計の予算にも減額がされていましたけど、県の補助金は3，２４４万7，０００円、これ削られていますよね。

ですから、もう金額的にはＪＡが全部かぶるしかないわけですけど、吉賀町の現状を申し上げますと、耕地が８００ヘクタール、そのうち主食、ＷＣＳ、飼料米で４６６ヘクタールあるわけです、米を作っているわけです。販売農家が、３６０戸、農家数が７００戸ちょいですので、センサスで調べますと、７００とんで何戸だったと思いますけど、約半分が販売農家であります、米のですね。米は、吉賀町、力を入れているこの農業部分の半分を作っているわけでありまして、その３６０戸のうちカントリーを利用している人は、今年ですよ、１８８戸あるわけですね。これ、多分、主食と飼料米がダブっている可能性もありますので、これが全部とは限りませんけど、まあ半分がカントリーを利用しているということであります。

今、全部で７４６トンの米が、あそこに貯蔵されています。農業の現状は、御承知のように、高齢化、後継者の不在があります。これにより、もしカントリーが今の事業を廃止したら、こういう人たちに乾燥から調整までの施設を新しく投資しろと言っても無理なわけですね。ということは、後ほども質問しますけど、耕作放棄地が増加する。そして、農業が衰退するということは、それだけ人口が減ってくるわけですので集落の衰退につながるということであります。

そこで、町としての支援、どのように考えておられるかお聞きしておきたいと思います。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　それでは、まず持続可能な農業のためにということで、カントリーエレベーターの話でございます。議員のほうからもＪＡさんのほうへ書面を出されて、その回答が来ているということで、今御紹介があったとおりでございます。そこは改めて申し上げません。

町のほうといたしましては、あくまで事業主体はＪＡでございますので、ＪＡの方針に沿って、行政として支援をできる形で精いっぱいやらせていただこうということで、県の産地創生交付金を活用して、それに町のほうから補助金を上乗せをして、今年度の予算をお願いをさせていただいて議決をいただいたところでございました。

残念ながら、いろいろな経過がある中で、その産地創生交付金がＪＡさんのほうが不採択になったというような結果を受けたわけでございます。そういたしますと、吉賀町が準備をしておった補助金も、当然出せませんし、同じように津和野町も同じでございますが、準備をしておりましたが、そこもできないということになったわけでございます。

そうした中で、今年も、そうした結論になったということで、ＪＡ様のほうから今年の１０月の８日でございましたが、私のほうを訪ねていただいて、本部長以下、幹部の方から、いろいろなこの状況の説明であったり、これからのことの御説明を受けたところでございました。

我々がＪＡさんに申し上げておりましたのは、何と言っても吉賀町の基幹産業はお米、水稲でございますので、そうした中で、このカントリーエレベーターがなくなるということは、当然考えられないわけでございます。どうにかして、この施設を存続していただきたい。行政も、やはり体力がございますので、そこには限界がありますが、精いっぱい支援をさせていただきたいということを申し上げました。

そして、一旦、この産地創生事業が不採択になりましたが、私の思いといたしましては、産業課長を通じて、直談判でＪＡさんと一緒に県のほうへ行きましょうと、要望活動に行きましょうと、こういうことを申し上げたわけでございますが、いろいろこの関係者で協議をする中で、そこは一旦置いておいたほうがいいだろうということで、そうしたことにはならなかったわけでございます。

それから、ＪＡさんのほうで、これからの仕切り直しの方針を示していただいたのが、先ほど御紹介のあったことでございます。

まず、屋根の雨漏りが非常に顕著になったということでございますので、これを令和６年度、今年度のところでは、ＪＡさんが単独の事業ということで約１，７００万円を投じて行われるということでございます。事はそれだけでは済まないわけでございまして、令和７年度から令和１０年度の、この年間で時間をかけて、一部津和野町の施設でもあるわけでございますが、税抜きで１，５９８万８，０００円の財源をもって整備をされると。そのことによって、１０年後以降も、この施設が使用ができるようにということで、今準備をしておられるところでございます。

町といたしましては、今回、その減額のこともお願いをしておりますし、それから当然、先ほど申し上げましたように、町としては体力が非常に厳しいわけでございますが、最大限の支援をさせていただきたいということがございますので、仮に持ち出し部分ということで申し上げますと、結果的に、津和野町と吉賀町の配分がございまして、それは、吉賀町が６割、残りの４割を津和野町ということでしておりますので、吉賀町は結果的に、これから令和７年度以降でＪＡさんが進められようとしておる、その事業に対して、おおむね１０分の１、約１割の部分を補助をさせていただきたいというような方針を持っております。

これは当初に挙げたものと同じでございまして、そうした姿勢で、これからも臨んでいきたいということで、また当初予算のところで、それに向けての調整をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、お米の状況の御報告もございました。今我々が持っている情報と変わりはなかったわけでございますが、カントリーエレベーターを利用しておられる総農家戸数で申し上げますと、今年の場合が、やはり１８８戸でございます。それから、集荷量、収穫率で申し上げますと、量といたしましては７４６トンで、利用率で申し上げますと３３．９％でございます。

吉賀町だけで数字を見ると、非常に、ああ、そうかということなんですが、これを、やはりこの圏域、益田、津和野町と比較をしてみると、この農家の数とかは、これは何とも言えない部分があるわけでございますが、やはり利用率、集荷率ということで申し上げますと、管内で申し上げますと、これ古いデータなのかも分かりませんけど、益田市、津和野町の場合は、おおむねこの集荷率では、６割から多いところは７割、旧村単位で言いますと９０％ということもあります。

そうした中で、吉賀町の場合の集荷率は、やはり３３．９％でありますので、ここをしっかり守るということは当然のことでございますが、我々行政として、やっぱり汗をかいていくということで申し上げますと、ＪＡの皆さんが、こうしてこの施設を守るために精いっぱい頑張っていただいておりますので、助成をするということは、もちろんでございますが、もう一方では、このカントリーエレベーターを利用していただく方を増やしていく、そうした努力も我々の立場としては、していかなければならないかというふうに思っております。いろいろこの手法はあろうかと思いますが、また、産業課のほうを中心に、そしてＪＡさんとも一緒になって、そうしたことについても、協議も含めて取り組んでいく必要があろうかというふうに思っております。

**○議長（安永　友行）**　１１番、庭田議員。

**○議員（１１番　庭田　英明）**　時間がないので次に行きたいと思いますけど。ＪＡの意向としては、今の財政的な支援に合わせて、今後の見通しとして、今町長言われましたように、利用率の向上と合わせて、今後の作付面積も考慮しながら考えるということですので、ぜひ今後の作付面積、ここのところを、今以上に落ちないように、そういう農業政策も必要だと思っております。

次に移りたいと思いますが、そういう観点から、今、耕作放棄地が非常に増えています。耕作放棄地が増える、それと耕作者の管理不足、耕地の管理不足による集落内のトラブル、集落内といいますか、個人個人のトラブル、それが波及して集落全体が、これは個人の情報の関係もありますので、なかなか集落で話し合える状態にならないというような状況が、各地で発生しております。

そこで、私有地のことですので、それは当人同士が解決すればいいんじゃないかという考えもあるでしょうけど、しかし、それができない状態になったときに、やはり、ここは行政として、利用権設定のときの土地利用者の責任の厳格化とか、制度の見直し、または、放棄地及び耕作地の管理に関する条例など、ある程度、縛りをかけた罰則も含めた条例の制定が必要だと思っております。それが１点。

それと、これから出てくるのは、管理を放棄して、町がその管理をしなければならないというようなことも、多分、今の現状を見る限りでは想定できるわけです。そのときに、町がどうするかでありますけど、これは提案なんですけど、今、ふるさと納税の中で、こういう耕作放棄地を使った市民農園などで、これをふるさと納税の対象にするとか、組織をつくって有機給食の供給

をする生産者を育てるとか、いろいろな取り組みが全国でされておるわけですので、ここら辺のところも、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

毎回言うんですけど、兵庫県の養父市、ここは国家戦略で農業特区を活用して、かなりといいますか、現在、１３社の企業が、この養父市に入って農業生産活動をやっています。２８年度から始まっておるわけですけど、２８年度と令和４年度の比較を参考までに申し上げますと、２８年度、雇用が７人だったのが、令和４年で１６５人、営農面積が１１．６ヘクが、６９ヘク、売上げが３００万円が、３億４，０００万円になっています。一つの例として、こういう特区をつくって土地の活用というのも、これからは、ぜひ考えていかなければならないことだと思います。

いろいろ申しますけど、私は、今の職員の皆さんの仕事量がいっぱいだということを承知しながら、こういう提案をしているわけです。ですから、私は、結果が出れば、新しい未来をつくる組織が必要だと思います。そうして今の業務をやりながら新しい町の姿をつくっていく。しかも、先ほど言いましたように民間の人を入れて、官民連携、何回も出ていますけど、本当の官と民の連携をする姿といいますか、制度をつくるべきだと思っておりますので、あれもしろ、これもしろと、今の職員の皆さんの人数で、キャパで要求しているわけでは決してありませんので、そこの辺のところを、将来を見据えたこの行政運営というのを、ぜひするべきだと思います。

それはそれとして、今の条例の制定等、お考えをお聞かせください。それをやっていただきたいということですのでお願いします。

**○議長（安永　友行）**　岩本町長。

**○町長（岩本　一巳）**　耕作放棄地対策を含めた御紹介でございました。この件につきましては、９月の定例議会のほうで、１番議員のほうから、農業委員会の会長と町の執行部に対しての御質問がございましたので、それぞれ答弁をさせていただいたとおりでございます。その答弁以後、変わったものは何らございません。その方針で対応させていただきたいというふうに思っております。

本当に、そのときも紹介をさせていただきましたが、令和２年度と令和５年度を比較いたしますと、耕作放棄地の面積も率も倍増です。倍増しております。それだけ増えておるということは、間違いない事実でございます。

それに対しての農業委員会としての対応、そして、吉賀町、産業課としての対応を、それぞれ答弁させていただいたところでございますが、ここで答弁させていただいたとおりに対応していきたいと思いますし、もう一つは、やはり農業委員会と産業課、そして現場、農家の皆さんが、しっかり情報共有をして取り組んでいくということが、非常に大事だろうと思いますので、そのことについて、これからも心していきたいというふうに思っております。

それから、条例のことでございました。どういった条例かというのは、私もまだ承知しておりませんが、少しまた勉強させていただきたいなと思っております。この席でその条例を制定するかどうかということについては、ちょっと言及できません。そうした状態ではないというふうに、私自身勉強不足もございますので、これからまた先行事例等も産業課のほうと相談をしながら、対策について考えていきたいなというふうに思っております。

それで、お話の中で土地利用のことであったり、それから養父市の特区のことであったり、いろいろ御紹介がございました。なかなか限られた人材の中で対応しておりますので、できるだけの範囲のところで要望にお応えできるようなことを考えていきたいなというふうに思っております。

先ほど申し上げましたが、吉賀町の基幹産業は、水稲、お米でございます。お米で申し上げますと、つい先般、山梨県の北杜市で、米・食味の鑑定分析コンクールがございました。見事、また明日は、その表彰式、それから報告会も行うわけでございますが、特別表彰のオーガニックビレッジ宣言・環境農業大賞を出品者の方が受賞されました。そしてもう一人の方は特別優秀賞も受賞されたということで、非常に明るい情報を提供していただいたというふうに考えております。感謝申し上げたいと思います。

そうした事例も広く皆さんに周知をしながら、これからも農業政策について、とりわけ水稲政策について頑張ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（安永　友行）**　１１番、庭田議員。

**○議員（１１番　庭田　英明）**　ここに、４０年の米の生産可能量が３６３万トン、需要が３７５万トン、結局、生産可能量が下回るわけです。ましてや、吉賀町は食味がいい、可能性がある米ですので、ぜひ耕作放棄地を出さないような政策をとっていただきたいと思います。

終わります。

**○議長（安永　友行）**　以上で、６番目の通告者、１１番、庭田議員の質問は終わりました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

**○議長（安永　友行）**　本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれで散会とします。御苦労でございました。

午後３時52分散会

―――――――――――――――――――――――――――――――――